

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のよつに改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後					改 正 前				
別表 注1～3 (略) 第1部～第9部 (略)					別表 注1～3 (略) 第1部～第9部 (略) (新設)				
第10部 追 補 (6) 内 用 薬									
品	名	規 格	單 位	薬 価	品	名	規 格	單 位	薬 価
(う)	ウェリレグ錠40mg		40mg 1錠	21,916.80					
(お)	オプフォルダカプセル65mg		65mg 1カプセル	6,038.20					
(へ)	ベルスピティ錠2mg		2mg 1錠	4,792.80					
(り)	リアルダ錠600mg		600mg 1錠	96.10					
品	注 射 薬	規 格	單 位	薬 価	品	注 射 薬	規 格	單 位	薬 価
(あ)	アネレム静注用20mg		20mg 1瓶	1,540					
(局)	アルプロスタジル注5μgシリンジ「日医工」		5μg 1mL 1筒	845					
(え)	エアワイン皮下注用45mg		45mg 1瓶	1,082,630					
	エアワイン皮下注用60mg		60mg 1瓶	1,441,677					
(た)	タービー皮下注3mg		3mg 1.5mL 1瓶	146,284					
	タービー皮下注40mg		40mg 1mL 1瓶	1,879,962					
(ほ)	ボムビリティ点滴静注用105mg		105mg 1瓶	204,251					

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を次の表のよつに改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後					改 正 前				
別表 注1～3 (略)					別表 注1～3 (略)				
品	第1部 内 用 薬	規 格	單 位	薬 価	品	第1部 内 用 薬	規 格	單 位	薬 価
(あ)～(ひ) (略)					(あ)～(ひ) (略)				

(ふ)							(ふ)							
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		
品	名	射	規	薬	単	位	薬	品	名	射	規	薬	単	位
(あ) · (い) (略)							円	(あ) · (い) (略)						円
(う)								(う)						
(略)								(略)						
ウゴービ皮下注0.25mg SD		0.25mg0.5mL 1 キット			1,764			ウゴービ皮下注0.25mg SD		0.25mg0.5mL 1 キット			1,923	
ウゴービ皮下注0.5mg SD		0.5mg0.5mL 1 キット			3,009			ウゴービ皮下注0.5mg SD		0.5mg0.5mL 1 キット			3,281	
ウゴービ皮下注1.0mg SD		1 mg0.5mL 1 キット			5,557			ウゴービ皮下注1.0mg SD		1 mg0.5mL 1 キット			6,060	
ウゴービ皮下注1.7mg SD		1.7mg0.75mL 1 キット			7,429			ウゴービ皮下注1.7mg SD		1.7mg0.75mL 1 キット			8,101	
ウゴービ皮下注2.4mg SD		2.4mg0.75mL 1 キット			10,096			ウゴービ皮下注2.4mg SD		2.4mg0.75mL 1 キット			11,009	
(略)								(略)						
(え) ~ (る) (略)								(え) ~ (る) (略)						
(れ)								(れ)						
(略)								(略)						
レクビオ皮下注300mgシリソジ		300mg1.5mL 1 筒			394,758			レクビオ皮下注300mgシリソジ		300mg1.5mL 1 筒			443,548	
(略)								(略)						
レケンビ点滴静注200mg		200mg 2 mL 1 瓶			38,910			レケンビ点滴静注200mg		200mg 2 mL 1 瓶			45,777	
レケンビ点滴静注500mg		500mg 5 mL 1 瓶			97,277			レケンビ点滴静注500mg		500mg 5 mL 1 瓶			114,443	
(略)								(略)						
(ろ) ~ (わ) (略)								(ろ) ~ (わ) (略)						
第3部~第6部 (略)								第3部~第6部 (略)						
内用薬 (略)		第7部	追	補	(3)			内用薬 (略)		第7部	追	補	(3)	
品	名	射	規	薬	単	位	薬	品	名	射	規	薬	単	位
(あ) (略)							円	(あ) (略)						円
(う)								(う)						
ウゴービ皮下注0.25mgペン 1.0MD		1 mg1.5mL 1 キット			6,049			ウゴービ皮下注0.25mgペン 1.0MD		1 mg1.5mL 1 キット			6,525	
ウゴービ皮下注0.5mgペン 2.0MD		2 mg1.5mL 1 キット			10,590			ウゴービ皮下注0.5mgペン 2.0MD		2 mg1.5mL 1 キット			11,477	
ウゴービ皮下注1.0mgペン 4.0MD		4 mg 3 mL 1 キット			19,051			ウゴービ皮下注1.0mgペン 4.0MD		4 mg 3 mL 1 キット			20,703	
ウゴービ皮下注1.7mgペン 6.8MD		6.8mg 3 mL 1 キット			30,194			ウゴービ皮下注1.7mgペン 6.8MD		6.8mg 3 mL 1 キット			32,853	
ウゴービ皮下注2.4mgペン 9.6MD		9.6mg 3 mL 1 キット			40,861			ウゴービ皮下注2.4mgペン 9.6MD		9.6mg 3 mL 1 キット			44,485	
(略)								(略)						
(お) ~ (ら) (略)								(お) ~ (ら) (略)						
外用薬 (略)								外用薬 (略)						
第8部~第10部 (略)								第8部~第10部 (略)						

脚 脚

「○告示が、令和7年8月14日から適用する。ただし、第11条の規定が、同年11月1日から適用する。」

○厚生労働省告示第二百一十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二十条第一号ト、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ト及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のよう改正し、令和七年八月十四日から適用する。

令和七年八月十三日

厚生労働大臣 福岡 資磨
(傍線部分は改正部分)

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体巡回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロビン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチナナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリップタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロラミド製剤、ブロクロルペラジン製剤、ブチルスコボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システィン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対する場合に限る。）、ダルベボエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒニス塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレープチノン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼアルファ製剤、アボモルヒニス塩酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ペリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフオン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体巡回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロビン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチナナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリップタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロラミド製剤、ブロクロルペラジン製剤、ブチルスコボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システィン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対する場合に限る。）、ダルベボエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒニス塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレープチノン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼアルファ製剤、アボモルヒニス塩酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ペリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフオン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム

製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ペラグルセラーゼアルファ製剤、ラロニダーゼアルファ製剤、ラロニダーゼアルグルコシダーゼ製剤、オマリズマブ製剤(季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く)、テデユグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る)、メトトレキサート製剤、チルゼバチド製剤、ビメキズマブ製剤(四週間を超える間隔で投与する場合を除く)、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤ベグバリアーゼ製剤、バビナフスアルファ製剤、アバルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコブラン製剤、ジルコブランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼアルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人ブロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤(四週間を超える間隔で投与する場合を除く)、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤及びシパグルコシダーゼアルファ製剤

名	出	収
別表第1 第1部・第2部 (略)	第3部 外用薬規格外単位	品名 (略)
品 (く)	名 (く)	規格外単位 (く)
(削る) (ふ)	(略)	(略)
別表第2 第1部～第4部 (略)	第5部 外用補薬 (2)	品名 (く)
品 (く)	外用薬 (く)	規格外単位 (く)
(<u>ヨシダ</u>)	名 (く)	規格外単位 (く)
別表第2 第1部～第4部 (略) (新設)	規格外単位 (く)	10mL
(<u>ヨシダ</u>)	規格外単位 (く)	10mL

(傍線部分は改正部分)

○厚生労働省告示第一百二十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十二号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月十三日

厚生労働大臣 福岡 資麿

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者一部を改正する告示

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後							改 正 前							
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	
1166から 1180まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし ウセテキヌマフ、ミ リキズマフ、グセル リキズマフ、ヨリム マフ、タクロリムス (外用薬を除く) ウバダシチニフ、 フルゴチニフマレ イン酸塩、カロテグ ラストメチル、オザ ニモド塩酸塩、エト ラモド ^レ ニアル ギニン、トファシチ ニフ、エン酸塩、G0 05、J045なし	1166から 1180まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし ウセテキヌマフ、ミ リキズマフ、グセル リキズマフ、ヨリム マフ、タクロリムス (外用薬を除く) ウバダシチニフ、 フルゴチニフマレ イン酸塩、カロテグ ラストメチル、オザ ニモド塩酸塩、エト ラモド ^レ ニアル ギニン、トファシチ ニフ、エン酸塩、G0 05、J045なし
2あり	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2あり	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表1		薬 剤	別表1		薬 剤
		番 号			番 号
(略)	ウバダシチニフ水和物（当該薬剤の注意事項等情報とし て公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年 6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に より、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の 変更について承認されたものに限る。）に係るものに限 る。）	1153、1154、1156、 1157、1161及び1162	(略)	ウバダシチニフ水和物（当該薬剤の注意事項等情報とし て公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年 6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に より、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の 変更について承認されたものに限る。）に係るものに限 る。）	1153、1154、1156、 1157、1161及び1162

7	ウパダシチニブ水和物 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1514	7	ウパダシチニブ水和物 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1514
	ウパダシチニブ水和物 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1465及び1466		(略)	
20	ニボルマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和5年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	952から954まで、 960及び961	20	ニボルマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和5年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	952から954まで、 960及び961
	ニボルマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和6年2月9日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1502、1503、1548から1550まで、1558、 1559、1751、1752、 1754及び1755		ニボルマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和6年2月9日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1502、1503、1548から1550まで、1558、 1559、1751、1752、 1754及び1755
	ニボルマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1042から1045まで、 1050及び1051		(略)	
	(略)			グセルクマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和7年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1166から1169まで、 1171から1173まで及 び1177から1180まで
	グセルクマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和7年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1166から1169まで、 1171から1173まで及 び1177から1180まで		(略)	

89	<p>グセルクマブ (遺伝子組換え) (皮下注用に限る。) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和7年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)</p> <p>グセルクマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)</p>	<p>1166から1169まで、 1171から1173まで及 び1177から1180まで</p> <p>1153、1154、1156、 1157、1161及び1162</p>	89	<p>グセルクマブ (遺伝子組換え) (皮下注用に限る。) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和7年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)</p>	<p>1166から1169まで、 1171から1173まで及 び1177から1180まで</p>
	(略)		(略)		
102	インコボツリヌストキシンA (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	197、202、203、206、 210、215、259、260、 275、2256から2258 まで、2260、2264及 び2445	(新設)	(新設)	(新設)
103	ダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	5、1083、1317、 1483、1484、1528か ら1530まで、1616、 1619、1622、1679、 1685、1753及び1756	(新設)	(新設)	(新設)
104	イピリムマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1042から1045まで、 1050及び1051	(新設)	(新設)	(新設)
105	ペルズチファン (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	4、5、13、14、25 から27まで、392か ら394まで、403、 404、412、1077、 1078、1084、1089、 1090、1316、1319、 1321、1483、1484、 1528から1530まで、 1618、1621、1625、 1677、1682、1686、 1751、1752、1754及 び1755	(新設)	(新設)	(新設)

この告示は、令和七年八月十四日から適用する。

人事異動

（付）内閣府事務官	遠藤 幹夫
消費者庁に出售させる（以上六月二十三日）	
（経済産業省大臣官房付）経済	
産業事務官	小山 和久
内閣府事務官（地方創生推進事務局審議官）に併	
任する	
（同）同	安楽岡 武
内閣府事務官（地方創生推進事務局審議官）の併	
任を解除する（以上六月二十五日）	

文部科学省に出向させる (科学技術・イノベーション推進事務局審議官) 内閣府事務官	阿蘇 隆之	(経済社会総合研究所総括政策研究官) 内閣府事務官	松本真太郎
内閣府技官 (科学技術・イノベーション推進事務局参事官 (重要課題担当)) に併任する (総務省大臣官房付) 経済産業省大臣官房付	徳増 伸二	内閣府技官 (科学技術・イノベーション推進事務局参事官 (重要課題担当)) に併任する (総務省大臣官房付) 経済産業省大臣官房付	住友 貴広
内閣府技官 (科学技術・イノベーション推進事務局参事官 (重要課題担当)) に併任する (総務省大臣官房付) 産業技官	武藤 寿彦	内閣府技官 (科学技術・イノベーション推進事務局参事官 (原子力担当)) の併任を解除する (総務省大臣官房付) 総務技官	中越 一彰
内閣府技官 (科学技術・イノベーション推進事務局参事官 (重要課題担当)) に併任する (水産庁増殖推進部付) 農林水産技官	横山 純	内閣府技官 (科学技術・イノベーション推進事務局参事官 (重要課題担当)) の併任を解除する (同) 同	宮本 拓人
内閣府事務官 (宇宙開発戦略推進事務局参事官 (水産・環境保全担当)) の併任を解除する (内閣府事務官 (総合海洋政策推進事務局参事官 (水産・環境保全担当)) の併任を解除する)	村山 綾介	内閣府事務官 (政策統括官 (防災担当)) に昇任させる (内閣府事務官 (知的財産戦略推進事務局長) に昇任させる)	中原 裕彦
内閣府事務官 (科学技術・イノベーション推進事務局参事官 (重要課題担当)) の併任を解除する (水産庁増殖推進部付) 農林水産技官	野村 裕	内閣府事務官 (政策統括官 (経済社会システム担当)) 内閣府事務官	横山 征成
内閣府事務官 (科学技術・イノベーション推進事務局参事官 (重要課題担当)) の併任を解除する (同) 同	経済社会総合研究所長に昇任させる	内閣府事務官 (政策統括官 (防災担当)) に昇任させる (経済産業省大臣官房付) 経済産業省大臣官房付	理 有賀 征成

大臣官房長	同	政策統括官（防災担当）同
内閣府審議官に任命する	（大臣官房長）同	地方創生推進事務局長に昇任させる
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）内閣事務官	（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官	松田 浩樹
防災監に任命する	（地方創生推進事務局長）内閣府技官	高橋 謙司
国土交通省に出向させる	（知的財産戦略推進事務局長）内閣府事務官	和久 石坂 智
経済産業省に出向させる	（経済社会総合研究所長）同	奈須野 太
辞職を承認する（各通）	（内閣府審議官）内閣府審議官	村山 裕
（消費者庁次長）内閣府事務官	原 宏彰	吉岡 秀弥
政策統括官（経済財政分析担当）に転任させる	（こども家庭庁支援局長）同	吉住 啓作
迎賓館長に転任させる	（賞勲局長）同	笹川 武
大臣官房長に配置換する		

<p><u>106</u></p> <p>ソタテルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>トアルクエタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>655から666まで、 668及び669</p>
<p><u>107</u></p>		<p>2034、2035、2040及び2041</p>

農林水産省大臣官房付) 農林 水産技官	前間 聰 細川 嘉一
内閣府事務官(沖縄振興局参事官(振興第二担当)) に転任させる	
(内閣官房内閣参事官(内閣官 房副長官補付)) 内閣事務官	西山 崇志 松下 美帆
内閣府事務官(経済社会総合研究所総務部長)に 転任させる	
(文部科学省大臣官房付) 文部 科学事務官	長瀬 正明 西山 崇志
内閣府事務官(科学技術・イノベーション推進事 務局参事官(イノベーション推進担当))に転任さ せる	
(沖縄振興局参事官(振興第三 担当)) 内閣府技官	山本 大志 本村 龍平
内閣府事務官(沖縄総合事務局運輸部長)に転任 させる	
(財務省大臣官房付) 財務事務 官	奥村 徳仁 難波 康修
内閣府事務官(沖縄総合事務局財務部長)に転任 させる	
(大臣官房) 同 大臣官房次長) 内閣府 事務官	馬場 純郎 前川紘一郎
大臣官房参事官に配置換する (賞勲局総務課長) 同	
大臣官房総務課長に配置換する	
(大臣官房) 同 (経済社会総合研究所上席主任)	
(同) 同 参事官(地域防災力強化担当)(政策統括官(経済財政運 営担当)付)に配置換する	藤森 俊輔 永原 伯武
参事官(国際経済担当)(政策統括官(経済財政運 営担当)付)に配置換する	

(経済産業省大臣官房付) 経済産業事務官	内閣府事務官(知的財産戦略推進事務局参事官(総括担当))に併任する	太田三音子
(総務省大臣官房付) 総務技官 井出 真司	内閣府技官(宇宙開発戦略推進事務局参事官(基盤担当))に併任する	
(国土交通省大臣官房付) 経済	内閣府技官(科学技術・イノベーション推進事務局参事官(原子力担当))に併任する	
中島 義人	(国土交通省大臣官房付) 国土	
交通技官	内閣府技官(科学技術・イノベーション推進事務局参事官(重要課題担当))に併任する	
嶋崎 明寛	(経済産業省大臣官房参事官)	
内閣府事務官(科学技術・イノベーション推進事務局参事官(イノベーション推進担当))に併任する	内閣府事務官(科学技術・イノベーション推進事務局参事官(重要課題担当))に併任する	
三野 元靖	(同) 同 樋口 晋一	
津脇 慶子	(内閣府事務官(宇宙開発戦略推進事務局参事官(国際担当))に併任する)	
岩本 泰明	(文部科学省大臣官房付) 文部	
渡辺 信彦	(経済産業省大臣官房付) 経済	
内閣府事務官(総合海洋政策推進事務局参事官(資源・エネルギー担当))に併任する	内閣府事務官(科学技術・イノベーション推進事務局参事官(資源・エネルギー担当))に併任する	
清水 巖	産業技官	
内閣府技官(総合海洋政策推進事務局参事官(資源・環境保全担当))に併任する	内閣府事務官(総合海洋政策推進事務局参事官(総括担当))に併任する	
内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付) 内閣事務官	内閣府事務官(総合海洋政策推進事務局参事官(総括担当))に併任する	
中須賀 淳	内閣府技官(参事官(政策統括官(防災担当付))の併任を解除する	
内閣府技官(参事官(訓練・人材育成担当)(政策統括官(防災担当付))に併任する	内閣府技官(参事官(訓練・人材育成担当)(政策統括官(防災担当付))に併任する	

(国土交通省大臣官房付) 国土交通事務官	喜多 功彦
内閣府事務官(参事官(普及啓発・連携担当)(政策統括官(防災担当)付))の併任を解除する	
内閣府事務官(参事官(国際担当)(政策統括官(防災担当)付))に併任する	
(防衛省大臣官房付) 防衛事務官	
内閣府事務官に兼ねて任命する	
参事官(総括担当)(政策統括官(重要土地担当)付)を命ずる	
(総務省大臣官房付) 総務事務官	
内閣府本府地方分権改革推進室参事官の併任を解除する	
内閣府本府民間資金等活用事業推進室参事官の併任を解除する	
(国土交通省大臣官房付) 国土交通事務官	
内閣府技官(参事官(特定重要技術担当)(政策統括官(経済安全保障担当)付))の併任を解除する	
(大臣官房) 内閣府事務官	
地方創生推進事務局参事官(地域再生担当)の併任を解除する	
国土交通省に向けさせる	
(国土交通省大臣官房付) 国土交通事務官	
内閣府技官(地方創生推進事務局参事官(都市再生担当))の併任を解除する	
(国土交通省大臣官房付) 国土交通事務官	
内閣府事務官(地方創生推進事務局参事官(構造改革特別区域担当))の併任を解除する	
(特許庁審判部審判官(審判部第33部門主席審判官))経済産業技官	
内閣府事務官(知的財産戦略推進事務局参事官(産業競争力強化担当))の併任を解除する	
(経済産業省大臣官房付) 経済産業事務官	
内閣府事務官(知的財産戦略推進事務局参事官(総括担当))の併任を解除する	
渡邊佳奈子	

内閣府事務官（大臣官房参事官）に転任させる	内閣府事務官（男女共同参画局推進課長）に転任させる
（財務省大臣官房企画官）財務事務官	（財務省大臣官房企画官）財務事務官
川本 敦	福西 竜也
内閣府事務官（参事官（財政運営基本担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付）に昇任させる	内閣府事務官（大臣官房企画官）
（内閣官房内閣参考官（内閣官房副長官補付）内閣事務官 小多 章裕	（内閣官房内閣参考官（内閣官房副長官補付）内閣事務官 小多 章裕
括官（経済安全保障担当）付）に併任する	括官（経済安全保障担当）付）に併任する
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働技官	（厚生労働省大臣官房付）厚生労働技官
日野原友佳子	日野原友佳子
内閣府技官（健康・医療戦略推進事務局参事官）に併任する	内閣府技官（健康・医療戦略推進事務局参事官）に併任する
（内閣官房内閣参考官（内閣官房副長官補付）内閣事務官 後藤 武志	（内閣官房内閣参考官（内閣官房副長官補付）内閣事務官 後藤 武志
内閣府事務官（参事官（総括・企画担当）（政策統括官（経済安全保障担当）付）の併任を解除する	内閣府事務官（参事官（総括・企画担当）（政策統括官（経済安全保障担当）付）の併任を解除する
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働技官	（厚生労働省大臣官房付）厚生労働技官
渡辺顕一郎	渡辺顕一郎
内閣府技官（健康・医療戦略推進事務局参事官）の併任を解除する	内閣府技官（健康・医療戦略推進事務局参事官）の併任を解除する
（参事官（予算編成基本方針担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付）内閣府事務官	（参事官（予算編成基本方針担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付）内閣府事務官
高橋 洋明	高橋 洋明
財務省に転任させる	財務省に転任させる

高橋 太朗	内閣府事務官 (科学技術 政策局参事官 (未来革新研 究会) 同
森田 博通	内閣府事務官 (科学技術 政策局参事官 (未来革新研 究会) 同
上田 真由美 バ) 日	除する (以上七月十五日)
内藤 景一 解除する (七 月)	内藤 景一 解除する (七 月)
牧野 将宏 上席主任研究 官 (共生・ 日)	牧野 将宏 上席主任研究 官 (共生・ 日)
井上 諭一 ヨン推進事 業	井上 諭一 ヨン推進事 業
柿田 恭良 ヨン推進事 業	柿田 恭良 ヨン推進事 業
原 克彦 ヨン推進事 業	原 克彦 ヨン推進事 業
木村 直人 内閣議官に併 属	木村 直人 内閣議官に併 属
塙崎 正晴 内閣議官に併 属	塙崎 正晴 内閣議官に併 属
藤吉 尚之	（文部科学省大臣官 科科学事務官
	内閣府事務官 (科学技術 政策局参事官 (未来革新研 究会) 同
	内閣府事務官 (科学技術 政策局参事官 (未来革新研 究会) 同
	除する (以上七月十五日)
	公
	諸事項
	破産手続開始及 立てに関する意 見
	次の破産事件について、 を開始した。破産財団に属 する債務者に対して債務を負担 の財産を交付し、又は弁護士に 令和7年(フ)第96号
	福島県いわき市小名浜 グレース小野302 債務者 矢数美里子
	1 決定年月日時 令和 2 主文 債務者について 3 破産管財人 弁護士 4 財産状況報告集会・廃 の期日 令和7年11月1日 5 免責意見申述期間 令和7年11月1日
	福島県 令和7年(フ)第171号
	群馬県前橋市敷島町240 債務者 米倉 健二
	1 決定年月日時 令和 2 主文 債務者について 3 破産管財人 弁護士 4 財産状況報告集会・廃 の期日 令和7年11月1日 5 免責意見申述期間 令和7年11月1日
	前橋地方裁判所 令和7年(フ)第81号
	新潟県新発田市小舟町3 債務者 本間 伸二

(文部科学省大臣官房付) 文部 科学事務官 木村 敏子 閣府事務官(科学技術・イノベーション推進事 局参事官(未来革新研究推進担当))に併任する (同) 同 服部 正 閣府事務官(科学技術・イノベーション推進事 局参事官(未来革新研究推進担当))の併任を解 する(以上七月十五日)	1 決定年月日時 令 2 主文 債務者に 3 破産管財人 弁護士 4 財産状況報告集会 の期日 令和7年1月1日 5 免責意見申述期間 令和7年1月1日
公 告	令和7年(フ) 第92号
諸 事 項	香川県丸亀市柞原町 債務者 田村 次郎 1 決定年月日時 令 2 主文 債務者に 3 破産管財人 弁護士 4 財産状況報告集会 の期日 令和7年1月1日 5 免責意見申述期間 令和7年1月1日
破産手続開始及び免責許可申 立てに関する意見申述期間	令和7年(フ) 第93号
次の破産事件について、以下のとおり破産手続 開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 債権者に対して債務を負担する者は、破産者にそ れ財産を交付し、又は弁済をしてはならない。	香川県丸亀市柞原町 債務者 田村 恵子 1 決定年月日時 令 2 主文 債務者に 3 破産管財人 弁護士 4 財産状況報告集会 の期日 令和7年1月1日 5 免責意見申述期間 令和7年1月1日
和7年(フ) 第96号	令和7年(フ) 第93号
福島県いわき市小名浜字鳥居北99番地の3 グレース小野302 債務者 矢敷美里子 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 主文 債務者について破産手続を開始する。 破産管財人 弁護士 稲田 義宣 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月6日午前10時 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福島地方裁判所いわき支部	香川県丸亀市柞原町 債務者 田村 恵子 1 決定年月日時 令 2 主文 債務者に 3 破産管財人 弁護士 4 財産状況報告集会 の期日 令和7年1月1日 5 免責意見申述期間 令和7年1月1日
和7年(フ) 第171号	令和7年(フ) 第155号
群馬県前橋市敷島町240番地75 債務者 米倉 健二 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時 主文 債務者について破産手続を開始する。 破産管財人 弁護士 斎藤 守永 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月13日午前10時 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	福岡県久留米市宮ノ原 債務者 飯田 順 1 決定年月日時 令 2 主文 債務者に 3 破産管財人 弁護士 4 財産状況報告集会 の期日 令和7年1月1日 5 免責意見申述期間 令和7年1月1日
和7年(フ) 第81号	令和7年(フ) 第176号
新潟県新発田市小舟町3丁目1番17号 債務者 本間 伸二	福岡県久留米市青崎 福岡県久留米市合 N・A合川町105号 債務者 菊池 国高

公 告

諸 事 項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第96号

福島県いわき市小名浜字鳥居北99番地の3

グレース小野302

責務者 矢數美里子
決定年月日時 令和7年7月25日午後5時

主文 債務者について破産手続を開始する
破産管財人 弁護士 稲田 義宣
財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報

の期日 令和7年11月6日午前10時
免責意見申述期間 令和7年9月24日まで

福島地方裁判所いわき支部

和7年(フ)第171号

群馬県前橋市敷島町240番地75

責務者 采倉 健二

決定年月日時 年
月
日
時

主文 債務者について破産手続を開始する

破産管財人 弁護士 斎藤 守永

財產狀況報告集會・廢止意見聽取・計算報

〇期日 令和7年11月13日午前10時

免責意見申述期間 令和7年9月24日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

和7年(フ)第81号

新潟県新発田市小舟町 3丁目1番17号

貢務者 本間 伸二

1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 29 日午後 2 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 江花 史郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 7 年 10 月 8 日午前 11 時
5 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 24 日まで
新潟地方裁判所新発田支部
令和 7 年 (フ) 第 92 号
香川県丸亀市杵原町305番地15
債務者 田村 次郎
1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 30 日午前 11 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 倫子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 7 年 11 月 6 日午後 2 時
5 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 24 日まで
高松地方裁判所丸亀支部
令和 7 年 (フ) 第 93 号
香川県丸亀市杵原町305番地15
債務者 田村 恵子
1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 30 日午前 11 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 倫子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 7 年 11 月 6 日午後 2 時
5 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 24 日まで
高松地方裁判所丸亀支部
令和 7 年 (フ) 第 157 号
福岡県久留米市宮ノ陣 5 丁目 21 番 10 号
債務者 飯田 輝
1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 29 日午後 1 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松崎広太郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 7 年 10 月 23 日午前 10 時 40 分
5 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 24 日まで
福岡地方裁判所久留米支部
令和 7 年 (フ) 第 179 号
福岡県久留米市青峰 2 丁目 8 番 25 号、前住所
福岡県久留米市合川町 1030 番地 1 G R A
N · A 合川町 105 号
債務者 菊池 匡高

1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松尾 佳子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年10月23日午前10時50分
5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第1367号
名古屋市中川区下之一色町字松蔭4丁目20番
地 ファミリアーレ松蔭公園203号
債務者 佐藤 勝則
1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 廣井 雅治
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年10月9日午前11時20分
5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1473号
愛知県豊田市前山町3丁目10番地3 コーポ
栄206号、従前の住所名古屋市中区錦2丁目
11番6号
債務者 佐藤 円
1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 坪内 友哉
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年10月9日午後2時10分
5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第761号
仙台市宮城野区平成2丁目6番53-504号
債務者 平山 修
1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡邊 智彦
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年10月24日午前11時10分
5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第353号	大阪府泉佐野市日根野6454番地の12 債務者 百野 貴昭 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西野 弘起 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月6日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第353号	仙台市青葉区川平3丁目37番23号 サンシャインプラザ203 債務者 浅野 隆 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅 大貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月27日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第129号	秋田県秋田市河辺岩見字杉沢台3番地2 債務者 石塚 一夫 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺沢 修平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月21日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第208号	大阪府泉南郡熊取町長池1番2-106号、前 住所大阪府泉南郡熊取町七山西1547番地の8 債務者 ファーストラブこと 西田 進 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 英倫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月10日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第575号	広島市西区草津浜町23番12-402号 債務者 田中 雄二 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川 晓子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月21日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第128号	広島県尾道市栗原町11768番地33 債務者 服部 雅洋 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 灑嶋 亮介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月28日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第151号	広島県福山市神村町778番地 ハウスアイⅡ 201 債務者 大塚 俊 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増田 嵩栄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月28日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第125号	徳島県名西郡神山町神領字西青井夫250番地 4 債務者 丹羽 典代 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島尾 大次 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月20日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1446号	横浜市青葉区元石川町3777番地1 債務者 板橋 龍 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 哲子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月1日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第183号	愛媛県松山市桑原4丁目3番9号 ジョイフル第3桑原203号 債務者 坂本 亜波 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 佳子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月13日午後3時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第544号	神戸市北区上津台2丁目4番16-201号 債務者 AMIKAこと 山口 由香 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川口 幸明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月15日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第306号	兵庫県伊丹市桜ヶ丘4丁目1番14-204号 債務者 大下 真也 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河端 亨 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月9日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第106号	徳島県徳島市八万町上福万223番地の7 桜ヶ丘コーポ3E号室 債務者 加藤 志織 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島尾 大次 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月17日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第33号	大分県速見郡日出町大字豊岡3278番地1 債務者 石川 千絃 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鳥越 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月22日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大分地方裁判所杵築支部破産係

令和7年(フ)第1140号 さいたま市見沼区大字大谷1453番地20 債務者 細田 典嗣 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平栗 丈嗣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第3040号 大阪府吹田市五月が丘東2番C-208号 債務者 丹羽 正樹 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 翔志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第97号 青森県八戸市小中野4丁目5番4-9号 債務者 西村 友樹(旧姓大庭) 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下山 慧 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係	令和7年(フ)第1404号 名古屋市南区北内町3丁目12番地の7、従前の住所名古屋市南区南野2丁目234番地 ハピネス星崎101号 債務者 尾上 慶季 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松井 知行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第777号 京都市右京区西京極東町8番地 債務者 松山 尚樹 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 後藤 隆志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後2時15分 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第182号 奈良県大和高田市大字野口122番地2 債務者 ねこちぐらこと 福田 裕志 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金丸 有希 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前11時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和6年(フ)第1617号 札幌市豊平区中の島1条11丁目3番13号 債務者 安田 和也 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 段林 君子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第1441号 愛知県小牧市東4丁目139番地 債務者 石田 涼太 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村瀬 敬太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第183号 茨城県ひたちなか市大字津田2762番地の21 債務者 田中 稔 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 美和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 水戸地方裁判所	令和7年(フ)第1458号 愛知県知多郡武豊町字梨子ノ木2丁目56番地、従前の住所愛知県知多郡武豊町字天神前1丁目8番地 シャトーミュ202号 債務者 内藤 寛之 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗原 潤也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第815号 愛知県知多郡武豊町字梨子ノ木2丁目56番地、従前の住所愛知県知多郡武豊町字天神前1丁目8番地 シャトーミュ202号 債務者 小寺 悠生 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅野 豪 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第3320号 大阪府東大阪市太平寺2丁目9番22号 債務者 横川 文恵 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中津慶太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第969号 大阪府門真市中町9番3号 債務者 櫻 加奈子 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤原 正人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第10号 青森県八戸市下長2丁目13番1号 メゾンヒロA 201 債務者 仲谷佳奈子(旧姓堀切) 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒居 憲人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係	令和7年(フ)第1392号 愛知県北名古屋市石橋角196番地1 債務者 萩山 武矢 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金刺 廣長 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第75号 長崎県佐世保市本島町7番28号 スカイウインド502、前住所長崎県佐世保市山手町22番17号 債務者 中田 敏子 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桶口 聰子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第179号

盛岡市永井19地割34番地26

債務者 津志田里菜

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 一條 景子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前11時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
- 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第886号

名古屋市港区港陽1丁目2番9号 名古屋税
関第1港陽町宿舎2棟201号、従前の住所愛
知県常滑市千代ヶ丘3丁目36番地の1 ヌー
ベルコリーヌⅡ301号

債務者 山之内 啓

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 高井 祐哉
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時10分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
- 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3282号

大阪市鶴見区安田2丁目2番58号 V i l a
La u g h P l a c e II 105、前住所
大阪市都島区中野町2丁目5番3-207号

債務者 遠藤 大己

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 有岡 一大
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後2時10分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
- 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第141号

釧路市芦野2丁目7番19号

債務者 及川 實

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 高橋 哲也
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
- 釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第233号

静岡県沼津市大塚11番地の12

債務者 土屋貴美子

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 梅田 欣一
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前10時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで
- 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第331号

埼玉県越谷市弥生町7番13号 ジュネパレス
越谷102、旧住所埼玉県越谷市瓦曾根1丁目
10番34号 和泉マンション301号

債務者 川端留美子

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 吉村 総一
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前11時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで
- さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第1047号

神奈川県大和市福田1619番地4 フリヒリ
アーナ湘南G

債務者 内田 勝政

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 辻居 弘平
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後3時20分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
- 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第57号

岐阜県美濃加茂市太田本町4丁目4番21号
カーヴィング201、前住所岐阜県可児市清水ヶ
丘1丁目34番地債務者 たら福こと肉食堂ハレノヒミートこと
ニクワウチこと 原 和寿

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 森本 真仁
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前10時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
- 岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(フ)第380号

愛知県岡崎市洞町字鷹野14番地34 T & S 93
105、前住所愛知県岡崎市伝馬通3丁目29番地

債務者 柴田 保

- 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 清水 広有
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午後2時50分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
- 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第135号

長野市若穂川田3323番地
債務者 山岸 靖

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 一由 貴史
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで
- 長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第223号

静岡県富士市厚原147番地の12 コウジ
コートⅢ103号室、住民票上の住所静岡県裾
野市岩波86番地の6

債務者 高山 英幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 渡邊洋二郎
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前11時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで
- 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第3455号

大阪市阿倍野区松崎町3丁目13番23-705号
債務者 宮川 清

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 平松亜矢子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後3時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで
- 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第350号

和歌山市神前255番地2
債務者 S U Z U K O 不動産こと 赤間 鈴子

- 1 決定年月日時 令和7年7月28日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 小泉 真一
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時15分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで
- 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第135号

石川県野々市市若松町13番24号 ステラ201
号、従前の住所福井県福井市乾徳2丁目10番
1号 ソレイユ乾徳102

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 中澤 聰
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで
- 金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第110号

長崎県佐世保市愛宕町193番地5、前住所長
崎県佐世保市上相浦町8番1号
債務者 山口 貴史

- 1 決定年月日時 令和7年7月28日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 中嶋 英博
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月5日午後3時50分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
- 長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年(フ)第719号

仙台市宮城野区岩切字稻荷21 岩切病院内、住民票上の住所仙台市宮城野区田子字五平淵34番地の1 ローズガーデンC-201
債務者 安田 元臣

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第98号

秋田市橋山南中町9番41号 メゾンド・ノエル205号

債務者 田澤 健

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第125号

秋田市新屋日吉町43番4-303号

債務者 武藤 洋子

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第160号

茨城県水戸市赤塚1丁目216番地の11

債務者 馬場ふう子

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第189号

茨城県小美玉市小川216番地9 小川上池コーポ3号棟202号室

債務者 茂田 信夫

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第191号

茨城県水戸市柳河町198番地の1

債務者 鈴木 祐李

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第258号

茨城県水戸市東前町1170番地の8 ロルバーンB棟102号

債務者 岡野 博美

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第262号

茨城県水戸市東野町45番地の6

債務者 中村 春音

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第241号

新潟市南区白根306番地11 ウインヒルズ北陸A201、前住所新潟市南区上下諏訪木1240番地14 白根グリーンハイツ201

債務者 山田 祐記

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第322号

令和7年(フ)第295号

新潟市西区五十嵐中島1丁目12番20号 プレジール橋102

債務者 大石ひより

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第10号

新潟市江南区諏訪1丁目5番39号

債務者 斎藤 亜美

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第183号

富山県黒部市六天926番地4

債務者 本島ほのか

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和7年(フ)第263号

新潟市中央区大島67番地 エクセルノヴァ203

債務者 佐藤 優子(旧姓栗山・高橋・鈴木)

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第160号

山梨県甲府市千塚3丁目2番26号 グリーンタウンA棟202、前住所山梨県甲府市国母2

丁目5番11号 河西住宅4号室

債務者 遠藤 亜矢

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第184号

山梨県中巨摩郡昭和町西条232番地12 幸ハイツ203号
債務者 望月 明人

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第104号

長野市大字若槻東条491番地2 グリーンリーフ堂満A-205
債務者 児玉 淳一

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第131号

長野市若里2丁目19番11号 ハイツ61 206、
旧住所長野市箱清水2丁目31番9号 コーポR S103号室
債務者 佐藤奈未輝

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第90号

長野県松本市寿台3丁目5番A1-405号
市営住宅、住民票上の住所長野県塩尻市大字宗賀5167番地
債務者 中山勇輝也

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第45号

長野県上伊那郡宮田村6427番地 シャングランデ201号
債務者 中條 亮一

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和7年(フ)第22号

岐阜県可児市兼山1119番地1
債務者 西岡エリザベッチこと NISHIOKA ELISABETH

- 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(フ)第143号

静岡県富士市松岡224番地の1 コーポサンモリツ103号
債務者 垣野 智実

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第45号

三重県名張市西原町2590番地58 カーサビアントコIA-103号
債務者 木下 博信

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和7年(フ)第30号

兵庫県川西市美園町3番20号
債務者 岡本 由起

- 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第154号

兵庫県伊丹市安堂寺町3丁目161番地
債務者 横山 祐樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第298号

兵庫県赤穂市加里屋108番地9
債務者 鶴田 匡彦

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第305号

兵庫県姫路市西庄甲333番地5 グランデ光祥2 202号室
債務者 二階堂玲奈

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第90号

奈良県生駒郡斑鳩町服部1丁目4番17-103号
債務者 岡崎 美加

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第121号

奈良県大和郡山市矢田町6527番地8
債務者 阿南 孝

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第168号

奈良県生駒郡三郷町信貴ケ丘1丁目1番44号(206号室)
債務者 渡邊 愛花

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第179号

奈良県香芝市畑4丁目672番地1 アネックスB102号
債務者 吉本 紀江

- 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第126号 和歌山市木ノ本702番地6 メゾン・ドゥ・ フェデネージュ B104 債務者 深澤由記子(旧姓廣井) 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(フ)第151号 和歌山県橋本市光陽台2丁目8番地の4 債務者 平井 猛雄 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(フ)第186号 和歌山市杭ノ瀬200番地18 債務者 西岡 孝洋 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(フ)第188号 和歌山県有田市初島町里1207番地41 北原団地13-1 債務者 山本 征嗣 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(フ)第192号 和歌山県有田市港町842番地1 債務者 佐原久美子 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(フ)第202号 和歌山県海南市重根1791番地1 田津原団地737号 債務者 上田 直人 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(フ)第92号 鳥取県鳥取市商栄町396番地1 ウェアーハウスB103号、旧住所鳥取県鳥取市南吉方2丁目51番地5 フリークスC102号 債務者 西村 将太 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 鳥取地方裁判所民事部 令和7年(フ)第53号 岡山県備前市伊部90番地 1-513 債務者 大道 誠 1 決定年月日時 令和7年7月29日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 岡山地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第71号 愛媛県新居浜市松の木町1番52号 債務者 岡部小雪姫 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 松山地方裁判所西条支部 令和7年(フ)第54号 福岡県田川郡福智町金田838番地2の1 債務者 松本 涼斗 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所田川支部 令和7年(フ)第48号 熊本県玉名郡南関町大字四ツ原346番地3 カサフェンテKⅡ-B号 債務者 竹崎 瞳 1 決定年月日時 令和7年7月28日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 熊本地方裁判所玉名支部 令和7年(フ)第314号 宮崎市大塚台西3丁目1番地5 市住A128-1 債務者 澤津 公藏 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 宮崎地方裁判所破産係 令和7年(フ)第114号 宮崎県延岡市高千穂通3851番地1 コーポ岡富205 債務者 中屋 義徳 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 宮崎地方裁判所延岡支部 令和7年(フ)第240号 沖縄県那覇市赤嶺2丁目8番地4 カーサ・デ・ブリッサ503、住民票上の前住所沖縄県那覇市宇栄原1丁目28番6-205号 赤嶺マンション 債務者 仲松 雅子(旧姓赤嶺) 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 那覇地方裁判所民事第3部 令和7年(フ)第260号 沖縄県浦添市勢理客3丁目11番15-201号 豊見山アパート 債務者 永尾真由美 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 那覇地方裁判所民事第3部 令和7年(フ)第47号 岩手県陸前高田市広田町字赤坂角地91番地4 債務者 菅野 ゆみ 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 盛岡地方裁判所一関支部
--

令和7年(フ)第142号 兵庫県伊丹市西台1丁目7番10-203号 債務者 鹿嶋将慈こと 鹿嶋 勝治 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係 令和7年(フ)第499号 広島市西区井口2丁目5番9-603号 債務者 市村 由佳 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 広島地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第694号 広島市安佐南区八木9丁目28番22-303号 債務者 濱園 優梨 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 広島地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第702号 広島市佐伯区皆賀4丁目19番53-105号 債務者 朝尾 充博 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 広島地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第180号 徳島県徳島市名東町3丁目449番地の2 市 営名東3丁目14棟201号 債務者 鈴江 恵
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 徳島地方裁判所民事部 令和7年(フ)第20号 大分県日田市本町4番22号 日の出アパート 29号 債務者 高倉潤一郎 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大分地方裁判所日田支部 令和7年(フ)第45号 栃木県大田原市若草2丁目850番地3 カトルカール若草B102号 債務者 西丸 葉月 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部 令和7年(フ)第609号 広島市安佐南区八木5丁目26番21-201号 第2コーポ三宅 債務者 高橋 浩光 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 広島地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第616号 神戸市兵庫区佐比江町40番地の1 ハーバーゾコート505号 債務者 川畑 桂子 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 神戸地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第563号 神戸市兵庫区佐比江町40番地の1 ハーバーゾコート505号 債務者 川畑 桂子 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 神戸地方裁判所第3民事部
1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 神戸地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第620号 神戸市垂水区名谷町1267番地 T I S M A 205号 債務者 喜吉亜希子 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 神戸地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第149号 青森県むつ市本町4番4号 債務者 川島凌太郎 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 青森地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第99号 青森県弘前市大字笹森町1番地 万葉荘3号 債務者 壽恵村眞樹 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 青森地方裁判所弘前支部 令和7年(フ)第234号 神奈川県伊勢原市串橋65番地の2 コーラル ハウス103号 債務者 神谷 和希(旧姓原島) 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和 7 年 (フ) 第 340 号
 神奈川県小田原市寿町 5 丁目 13 番 22-105 号
 寿町マンション I
 債務者 谷澤 直樹
 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 30 日 午後 3 時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 10 月 8 日まで
 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和 7 年 (フ) 第 36 号
 大分県杵築市大字猪尾 69 番地 8 ソートレル
 Y105
 債務者 西村 英之
 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 29 日 午後 5 時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 10 月 14 日まで
 大分地方裁判所杵築支部破産係
令和 7 年 (フ) 第 41 号
 大分県国東市安岐町塩屋 110 番地 3
 債務者 松村さおり (旧姓高橋)
 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 29 日 午後 5 時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 10 月 14 日まで
 大分地方裁判所杵築支部破産係
令和 7 年 (フ) 第 666 号
 広島県東広島市西大沢 1 丁目 27 番 13 号
 債務者 堅野 匠
 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 29 日 午後 5 時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 10 月 29 日まで
 広島地方裁判所民事第 4 部

免責許可決定

令和 7 年 (フ) 第 98 号
 奈良県橿原市今井町 4 丁目 12 番 24-610 号
 ローレルコート橿原
 債務者 今出 愛菜
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 23 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和 6 年 (フ) 第 384 号
 沖縄県那覇市字安里 414 番地 16 ブルックサイド安里 605
 債務者 玉城奈緒子
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 24 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 那覇地方裁判所民事第 3 部
令和 6 年 (フ) 第 426 号
 沖縄県浦添市勢理客 3 丁目 2 番 21-301 号
 垣花荘
 債務者 垣花 真紀
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 24 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 那覇地方裁判所民事第 3 部
令和 7 年 (フ) 第 29 号
 熊本県玉名郡長洲町大字宮野 1285 番地 5
 債務者 上土井真樹
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 28 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 熊本地方裁判所玉名支部
令和 7 年 (フ) 第 30 号
 熊本県玉名市横島町横島 3179 番地 1
 債務者 園田 龍一
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 28 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 熊本地方裁判所玉名支部
令和 7 年 (フ) 第 535 号
 北海道北広島市北進町 2 丁目 1 番地 8-102
 債務者 高橋 英則
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 29 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 札幌地方裁判所民事第 4 部

令和 7 年 (フ) 第 684 号
 札幌市北区北22条西9丁目2番19-406号
 債務者 千代谷香波
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 29 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 札幌地方裁判所民事第 4 部
令和 7 年 (フ) 第 756 号
 札幌市豊平区美園 5 条 8 丁目 1 番 22 号 サンハウス 101 号
 債務者 加藤 宏伸
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 29 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 札幌地方裁判所民事第 4 部
令和 7 年 (フ) 第 270 号
 仙台市太白区東郡山 2 丁目 34 番 5 号 特別養護老人ホーム春の森から、従前の住所宮城県岩沼市玉浦西 2 丁目 8 番地の 4 1-3 号
 債務者 高橋 隆子
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 29 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第 4 民事部破産係
令和 7 年 (フ) 第 415 号
 宮城県亘理郡亘理町上茨田 153-5 W i t t y H o u s e 101、住民票上の住所宮城県岩沼市押分字与奈 11 番地の 7
 債務者 長倉 智春
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 29 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第 4 民事部破産係
令和 7 年 (フ) 第 435 号
 宮城県名取市美田園 6 丁目 1 番地の 2 アルカンシェル B 棟 201 号
 債務者 及川 亮
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 29 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第 4 民事部破産係
令和 7 年 (フ) 第 458 号
 仙台市宮城野区栄 4 丁目 18 番 9 号
 債務者 鈴木 紀弘
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 29 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第 4 民事部破産係
令和 7 年 (フ) 第 483 号
 仙台市宮城野区新田 2 丁目 19 番 2-207 号
 債務者 門脇ゆり亞

1 決定年月日 令和 7 年 7 月 29 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第 4 民事部破産係
令和 7 年 (フ) 第 499 号
 仙台市宮城野区宮千代 2 丁目 6 番地の 3 C
 I N Z A 鉢町 505
 債務者 相馬 遥
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 29 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第 4 民事部破産係
令和 7 年 (フ) 第 530 号
 仙台市泉区将監 9 丁目 1 番 8-503 号、従前の住所宮城県多賀城市中央 3 丁目 18 番 1 号
 東北電力青雲寮
 債務者 庄子 陽子
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 29 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第 4 民事部破産係
令和 7 年 (フ) 第 552 号
 仙台市泉区上谷刈字向原 3 番地の 12 サンパレス清水 201
 債務者 斎藤 直美
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 29 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第 4 民事部破産係
令和 7 年 (フ) 第 112 号
 茨城県那珂市戸 4245 番地 1
 債務者 高橋 冬美
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 29 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 水戸地方裁判所
令和 7 年 (フ) 第 122 号
 茨城県水戸市元吉田町 2648 番地の 5 シルエラ 203 号
 債務者 野澤 茂
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 29 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 水戸地方裁判所
令和 7 年 (フ) 第 177 号
 茨城県ひたちなか市部田野 3706 番地 1 ラッキーひたちなか
 債務者 吉野 考明
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 29 日
 2 主文 債務者について免責を許可する。
 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第107号
群馬県伊勢崎市下蓮町700番地3、旧住所群馬県伊勢崎市東小保方町3432番地3
破産者 小林ハルミこと コバヤシ カタリナ
ハルミ (KOBAYASI CATARI
NA HARUMI)
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第114号
群馬県伊勢崎市下蓮町700番地3、旧住所群馬県伊勢崎市東小保方町3432番地3
破産者 小林ミキオこと コバヤシ ニルトン
ミキオ (KOBAYASI NILTON
MIKIO)
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第624号
埼玉県蕨市南町2丁目5番13号 八雲ハイツ
304号
破産者 向井 恵子
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第669号
さいたま市桜区田島5丁目10番28-203号
破産者 金城 善英
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第784号
埼玉県川口市南町2丁目6番61号 第5遠山
荘205号
破産者 鐘築 聰美
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第788号
埼玉県川口市芝2丁目23番19号 ダイシン
コーポ101号
破産者 吉田 秀秋

1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第810号
埼玉県川口市中青木2丁目17番3号 カトレ
ヤマンション201号
破産者 濑野 满
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第144号
埼玉県深谷市上柴町西1丁目21番地26 キャ
ビン25・105号
破産者 小林 昭彦
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第166号
埼玉県熊谷市石原2019番地1 石原住宅2-
202
破産者 富田 吉人
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第11号
長野県佐久市岩村田3105-1 ルプティパ
ビヨン102、住民票上の住所秋田県仙北市田
沢湖卒田字中野138番地1
破産者 佐藤 翔
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部
令和7年(フ)第109号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地 S1-
801、前住所岐阜市鍵屋西町2丁目20番地
多恵第2ビル 201号室
破産者 回本 りえ
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第123号
岐阜県本巣市七五三358番地16
破産者 上田 菜穂
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第568号
名古屋市守山区小幡南2丁目18番12号 S J
Kビル8F小幡601号
破産者 森 善紀
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第698号
愛知県知多郡武豊町字ヒジリ田95番地 ブラ
ンドウース306号、従前の住所愛知県半田市
旭町5丁目59番地の5
破産者 新美 英司
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第718号
愛知県半田市住吉町1丁目30番地 ラヴィ
ロータスⅡ 101号
破産者 松本 美穂
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第745号
名古屋市緑区小坂2丁目2209番地 エスボ
ワール小坂101号
破産者 利田 雅裕
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第768号
愛知県半田市瑞穂町6丁目6番地の5 セン
トラル瑞穂201
破産者 平野 新喬
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第787号
愛知県瀬戸市北山町25番地 ビレッジハウス
北山2-204、従前の住所愛知県瀬戸市東茨
町80番地の15
破産者 丁野ヒロミこと CHONO ALE
XANDER HIRONI
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第788号 愛知県瀬戸市北山町25番地 ビレッジハウス 北山2-204、従前の住所愛知県瀬戸市東茨 町80番地の15 破産者 丁野ヨシエこと CHONO LUC IANA YOSHIE 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第25号 北海道室蘭市寿町2丁目22番6号 細川様 方、住民票上の住所北海道室蘭市八丁平1丁 目27番23号 破産者 鎌田 明美 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所室蘭支部破産係	1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	令和7年(フ)第203号 函館市川原町3番19号 ヴィラ小田 207 破産者 小島 芳次 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	令和7年(フ)第31号 北海道室蘭市高砂町4丁目31番4号 破産者 斎藤さおり 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所室蘭支部破産係	令和7年(フ)第126号 函館市西旭岡町1丁目2番地13 破産者 山田 啓太 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	令和7年(フ)第159号 函館市本通4丁目36番3号 1F右 破産者 川村 準 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	令和7年(フ)第179号 北海道亀田郡七飯町本町4丁目8番22号 破産者 船水 就行 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	令和7年(フ)第196号 函館市日吉町2丁目22番5号 ハイツヒヨシ 2F3 破産者 井上 強 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	令和7年(フ)第198号 函館市万代町14番41号 テラハウス万代 201 破産者 小枝 祥子	令和7年(フ)第6号 北海道紋別市落石町4丁目11番39号 ツイン ズコ-ポ I 206 破産者 市川とよ子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所紋別支部	令和7年(フ)第61号 釧路市阿寒町阿寒湖温泉3丁目8番19-101 号 破産者 武田 留佳 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所民事部	令和7年(フ)第78号 釧路市美原3丁目25番19号 破産者 宮下 拓 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所民事部	令和7年(フ)第86号 釧路市貝塚4丁目14番20号 ロフティ102 破産者 佐々 涉 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所民事部	令和7年(フ)第53号 北海道帯広市西24条南2丁目12番地 破産者 藤井 克彦 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所帯広支部破産係	令和7年(フ)第63号 北海道帯広市西9条北7丁目3番地9 e s o 1 a 97 203号室 破産者 内海 潤	令和7年(フ)第65号 北海道帯広市東6条南16丁目3番地48 東栄 ハイツ 2E 破産者 西 杏美 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所帯広支部破産係	令和7年(フ)第71号 北海道河東郡音更町木野西通11丁目9番地16 破産者 山下かおる 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所帯広支部破産係	令和7年(フ)第4号 北海道網走市字平和172番地の3 破産者 大閑 陸 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所網走支部破産係	令和7年(フ)第5号 北海道斜里郡斜里町青葉町54番地 かえで東 園地5棟202号 破産者 岡沢 弘子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所網走支部破産係	令和7年(フ)第40号 青森市西滝1丁目15番29号 破産者 鶴谷 大地 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第580号 仙台市若林区荒井東2丁目1番地の1 荒井 東市営住宅1棟1104 破産者 鈴木 香苗 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---	---	---	--	--

令和7年(フ)第70号	1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第94号	1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第31号	1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第110号	1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所横手支部
令和7年(フ)第485号	1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第604号	1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第604号	1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第651号	1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都昭島市朝日町4丁目28番3-305号
	破産者 安西 恵子

1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第741号 横浜市鶴見区駒岡4丁目23番9号 パナハイツ金指101 破産者 坂本 楓(旧姓田中) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第686号 東京都府中市小柳町1丁目20番地の1サンズ細野305 破産者 保谷 俊美 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第746号 横浜市緑区長津田5丁目7番6号 デンハイツ101号 破産者 斎藤 啓一 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第847号 東京都日野市旭が丘4丁目7番地の5シティハイツ日野旭が丘2-320 破産者 山中日出夫 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第775号 横浜市保土ヶ谷区宮田町1丁目14番地4 フカリホ美容室内 破産者 石井 敦隆 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第106号 神奈川県藤沢市高倉923番地 昭栄通信2F 破産者 関根 孝子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第786号 横浜市旭区上川井町1241-1、住民票上の住所横浜市旭区二俣川1丁目25番地 破産者 佐藤 弦 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第214号 横浜市港北区大豆戸町1026番地7 破産者 田中 利朗 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第790号 横浜市泉区緑園3丁目5番地1 グリーンコート1 101号 破産者 中保 典子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第319号 神奈川県大和市南林間1丁目2番14号 服部ビル401 破産者 砂田 泰征 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第791号 横浜市西区平沼1丁目4番26号 ダイカンブラザ1大東フロア2009号 破産者 小山 陸 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第650号 神奈川県茅ヶ崎市西久保720番地1 ボニート102 破産者 納谷らいむ 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第802号 横浜市磯子区磯子6丁目13番2号 西アークハイツC-201号 破産者 村島 和美(旧姓大村) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
	令和7年(フ)第816号 横浜市保土ヶ谷区川島町973番地 ハイツ南原9棟102号 破産者 萩原恵美子こと 康 恵美子(KANG HAE MEE JA) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
	令和7年(フ)第848号 神奈川県大和市深見台1丁目11番30号 ウィング・マンション・マルベーユ202号 破産者 菊田 牧子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
	令和7年(フ)第855号 神奈川県藤沢市白旗2丁目15番10-301号 破産者 中里 泰治 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
	令和7年(フ)第869号 横浜市泉区上飯田町1331番地 市営上飯田団地30棟306号 破産者 斎藤 優太 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
	令和7年(フ)第894号 横浜市保土ヶ谷区鎌谷町305番地69 破産者 平林 有希 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第169号	1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所小田原支部民事部 神奈川県秦野市渋沢上1丁目3番12号 破産者 柳澤 輜 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和7年(フ)第241号 神奈川県平塚市西八幡1丁目12番15-205号 アルタイルヴィラ 破産者 橋本裕美子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和7年(フ)第254号 神奈川県平塚市真田4丁目32番21-201号 コープ鳩 破産者 庄ノ健太郎 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和7年(フ)第31号 新潟県上越市仲町6丁目2番27号 破産者 金津 和代 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所高田支部 令和7年(フ)第4号 富山県下新川郡入善町柄山485番地1 くぬぎやま住宅1-301 破産者 高島沙有佳(旧姓竹口) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所魚津支部 令和7年(フ)第112号 石川県金沢市久安1丁目165番地1 破産者 大塚 隆子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部 令和7年(フ)第122号 静岡県伊豆の国市垂山土手和田88番地の2 レアールマンション高田 301号 破産者 芝田 量
--------------	--

1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部 神奈川県秦野市渋沢上1丁目3番12号 破産者 柳澤 輜 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和7年(フ)第241号 神奈川県平塚市西八幡1丁目12番15-205号 アルタイルヴィラ 破産者 橋本裕美子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和7年(フ)第254号 神奈川県平塚市真田4丁目32番21-201号 コープ鳩 破産者 庄ノ健太郎 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和7年(フ)第31号 新潟県上越市仲町6丁目2番27号 破産者 金津 和代 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所高田支部 令和7年(フ)第4号 富山県下新川郡入善町柄山485番地1 くぬぎやま住宅1-301 破産者 高島沙有佳(旧姓竹口) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所魚津支部 令和7年(フ)第112号 石川県金沢市久安1丁目165番地1 破産者 大塚 隆子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部 令和7年(フ)第122号 静岡県伊豆の国市垂山土手和田88番地の2 レアールマンション高田 301号 破産者 芝田 量

令和7年(フ)第1974号	大阪市平野区瓜破東1丁目4番3-104号 破産者 藤川 健太 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1978号	大阪市東住吉区公園南矢田4丁目18番6号 住宅型有料老人ホーム そらいえ 東住吉、 前住所大阪市西成区山王1丁目11番22号 破産者 奥原 正平 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1982号	大阪府東大阪市本町11番8号 グレイスコード 302 破産者 谷口 千佳 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1994号	大阪府枚方市上島町1番16-202号 破産者 竹田あゆみ(旧姓田渕) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1999号	大阪府茨木市平田2丁目8番1号 破産者 奥村遙こと 奥村 遥 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2040号	大阪市中央区安堂寺町2丁目7番2-904号 破産者 田中 薫美 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2044号	大阪市中央区糸屋町1丁目1番6-1107号 破産者 石見 厚子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2049号	大阪府東大阪市柏田東町10番22号 ロキビル ド長瀬II 218号室、前住所大阪市西成区旭 2丁目4番9-1406号 破産者 朝倉江理子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2102号	大阪府東大阪市旭町17番8号、前住所大阪府 東大阪市横小路町5丁目9番55号 破産者 本荘 勝也 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2105号	大阪府高槻市富田町4丁目1番13-103号 破産者 筒部 進一 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2111号	大阪市旭区高殿5丁目2番8-205号 破産者 難波 功一 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2124号	大阪市平野区長吉長原東3丁目2番61-301 号、前住所大阪市平野区瓜破西2丁目13番31 号 破産者 表利かおる 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2142号	大阪府摂津市鳥飼上3丁目4番41号 星の家 ポラリス、前住所大阪府茨木市南安威1丁目 2番35号の3 破産者 牟田 海月 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2145号	大阪市平野区長吉出戸6丁目13番1号 パー クハイツ竹村 303号 破産者 太田 彰悟 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2149号	大阪市西成区橘2丁目5番20号 ツツミハイ ツ 205号 破産者 佐竹 幸枝 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2166号	大阪府門真市末広町16番7-101号 破産者 大丸 進 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2168号	大阪市城東区放出西2丁目6番5号 破産者 吉村 恵美 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2172号	大阪市港区港晴2丁目5番1-604号 破産者 伊奈 俊二 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2186号	大阪市生野区巽中3丁目6番21号 プリメリ ア巽中 破産者 菅田 龍男 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2193号	大阪市都島区都島中通2丁目20番20号 マン ションヴィラ盛都II 103号 破産者 明賀 祥和 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2211号	大阪市港区港晴4丁目18番18号 ヴィラナ リー港晴 206号 破産者 西村 時彦 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2225号	大阪府枚方市宮之阪4丁目14番10号 破産者 中原萬子こと 中原ツタ子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2235号	大阪市平野区瓜破東3丁目2番20号 破産者 謹川 法子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2313号	大阪市平野区喜連西5丁目4番17-401号 破産者 宮地眞知子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第56号	島根県松江市中原町329番地 破産者 上野 優太 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第46号	広島県尾道市美ノ郷町三成624-14、住民票 上の住所広島県東広島市西条町郷曾3226番地 2 破産者 若本友希子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第50号
広島県尾道市久保町1714番地1、前住所広島県三原市中之町7丁目5番8号
破産者 佐伯 敬匡
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第59号
山口県下関市藤附町8番1—301号 メゾントータス
破産者 末永 昌範
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第66号
山口県下関市彦島江の浦町5丁目2番1号
破産者 鈴木 健太
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第69号
徳島県板野郡藍住町矢上字江ノ口35番地1
破産者 矢野 蘭
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第86号
香川県高松市国分寺町国分2297番地 ハイツM&M、B-101
破産者 宮岡 直哉
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第127号
香川県高松市木太町2503番地 サーバス木太第6-707
破産者 池田真由美
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第41号
岡山県倉敷市二日市57番地14 ピエンサ106、申立時の住所香川県丸亀市中津町46番地1
破産者 宮澤 英伺

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第132号
愛媛県伊予市下吾川2045番地5 サンパレス南松山402号
破産者 福原 昌照
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第32号
愛媛県新居浜市滝の宮町2番26号
破産者 宮崎ゆりか
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和7年(フ)第51号
愛媛県新居浜市庄内町2丁目5番47号
破産者 伊藤真由美
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和7年(フ)第199号
宮崎県児湯郡川南町大字川南17394番地7
破産者 小西 文子
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第201号
宮崎市大塚台西3丁目1番地5 市営住宅128棟4号
破産者 野邊 京子
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第202号
宮崎市花ヶ島町瀬々町1256番地1 佐藤マンション407号、前住所宮崎市池内町古門973番地 市営住宅149棟23号
破産者 横山イツミ
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第204号
宮崎市大字小松2687番地5 銀町タクシー寮
破産者 木村 昭光
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第7号
沖縄県石垣市字新川12325番地25 まきらハイツ翔 101
破産者 福仲 洋子
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和6年(再イ)第65号
新潟市中央区上所上1丁目1番8号 フリージア102号
再生債務者 金川 由香
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月30日 新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第8号
奈良県大和高田市南今里町2番8-401号
ニューエスト高田
再生債務者 中川みどり
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月25日 奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(再イ)第23号
神奈川県綾瀬市綾西3丁目10番2号
再生債務者 安齋 龍成
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月29日 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第19号
兵庫県姫路市飾東町佐良和68番地8
再生債務者 森川勇こと グエン バン カウ (NGUYEN VAN CAU)
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月29日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第1号
群馬県高崎市足門町694番地4
再生債務者 安曇 竜也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月29日 前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(再イ)第213号
埼玉県川口市上青木西1丁目5番24号
再生債務者 伴場 幸将
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月29日 さいたま地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第41号
群馬県太田市大原町481番地13
再生債務者 白川 健一
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月29日 前橋地方裁判所太田支部

<p>令和7年（再イ）第1号 岐阜県羽島郡岐南町石原瀬1丁目31番地1 オープンフラー202号室、（住民票上の住所） 岐阜県羽島市足近町直道707番地1、（更正決定前の住民票上の住所）岐阜県羽島市足近町直通707番地1、（前住所）岐阜県大垣市室町4丁目112番地4 シャトレ愛松大垣Ⅲ 202 再生債務者 三宅 弘修 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月29日 岐阜地方裁判所 令和7年（再イ）第120号 大阪市鶴見区横堤4丁目14番13号 グリーンスコープシャーメゾンⅡ 101号 再生債務者 稲 晃子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月29日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第11号 奈良県天理市柳本町1320番地4 再生債務者 豊嶋 智尚 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月28日 奈良地方裁判所 令和7年（再イ）第5号 愛媛県四国中央市川之江町1630番地5 再生債務者 大廣勢津子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月29日 松山地方裁判所西条支部</p>	<p>令和7年（再イ）第1号 熊本県荒尾市増永2792番地 中央区団地市営住宅10棟420号 再生債務者 平井 初美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月28日 熊本地方裁判所玉名支部 令和7年（再イ）第17号 川崎市多摩区三田4丁目1番地43 ラ・ヴェール三田 303 再生債務者 山口 達也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月23日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月29日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年（再イ）第22号 川崎市幸区古市場1786番地 県営サンハイツ古市場 1-405 再生債務者 高橋 真美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月23日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月29日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和6年（再イ）第354号 大阪府寝屋川市成田南町15番23号 再生債務者 Zippor こと 服部 充伸 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月23日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月29日 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年（再イ）第1号 香川県善通寺市生野町752番地1 白鷺ハイツ101号 再生債務者 入江 秀樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月23日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月30日 高松地方裁判所丸亀支部 令和7年（再イ）第10号 滋賀県湖南市岩根257番地24 再生債務者 西浦 麻美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月29日 大津地方裁判所民事部再生係 令和7年（再イ）第39号 兵庫県加古川市野口町二屋336番地の1（従前の住所）神戸市西区秋葉台2丁目4番地の22 再生債務者 坂本冷機工業所こと 坂本 富男 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月29日 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年（再イ）第41号 兵庫県姫路市飾磨区細江93番地3 グラジオ飾磨304号 再生債務者 蒲田 剛次 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月29日 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年（再イ）第3号 広島県尾道市美ノ郷町三成2846番地2 再生債務者 大宮 幾子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月30日 広島地方裁判所尾道支部 令和7年（再イ）第40号 千葉県八千代市米本1359番地 米本団地3街区40棟205号 再生債務者 米内 仁史 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月29日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>	<p>令和7年（再イ）第29号 兵庫県姫路市網干区垣内中町242番地1 ウエストハウスⅠ4006号室 再生債務者 平井 美和 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月29日 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年（再イ）第41号 兵庫県姫路市飾磨区細江93番地3 グラジオ飾磨304号 再生債務者 蒲田 剛次 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月29日 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年（再イ）第3号 広島県尾道市美ノ郷町三成2846番地2 再生債務者 大宮 幾子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月30日 広島地方裁判所尾道支部 令和7年（再イ）第40号 千葉県八千代市米本1359番地 米本団地3街区40棟205号 再生債務者 米内 仁史 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月29日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>
---	---	--	---

令和7年(再イ)第54号
千葉市花見川区幕張本郷3丁目10番32号 七
ピアコートJA205号
再生債務者 道下 善光
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月29日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(再イ)第14号
新潟市秋葉区松ヶ丘1丁目9番28号
再生債務者 野崎 浩
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月30日 新潟地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第2号
新潟県村上市仲間町97番地
再生債務者 杉浦 智美
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月29日
新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(再イ)第1号
金沢市三口町土402番地 Gアルシオーネ
107号 (従前の住所) 金沢市御影町3番25号
再生債務者 野田 昌宏
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月30日 金沢地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第1号
山梨県甲府市徳行1丁目10番13号
再生債務者 高松 正典

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月29日
甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(再イ)第2号
岐阜県関市稻口425番地7
再生債務者 石神 可也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月29日 岐阜地方裁判所
令和7年(再イ)第5号
岐阜県中津川市付知町3107番地45
再生債務者 曾我富士雄
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月30日
岐阜地方裁判所多治見支部
令和6年(再イ)第153号
京都府八幡市男山雄徳7番地3-E17-103、
主たる営業所京都府八幡市欽明台中央2-
1-104
再生債務者 天狗櫻こと 山本 裕介
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月30日
京都地方裁判所第5民事部
令和7年(再イ)第18号
京都市東山区今熊野阿弥陀ヶ峯町3番地1
ネオハイツ東山308
再生債務者 小原 篤之
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月29日
京都地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第27号
大阪府泉南郡熊取町五門東1丁目13番33号
再生債務者 山田 峻平
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月30日 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(再イ)第42号
京都市上京区御前通下立売上る2丁目仲之町
294番地 葵 301、前住所兵庫県伊丹市鈴原
町9丁目385番地
再生債務者 ふじでざいんこと 藤原 嘉宏
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月30日
京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年(再イ)第3号
香川県高松市牟礼町大町501番地35
再生債務者 大須賀麻美 (旧姓國見)
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月29日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月30日
高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(再イ)第23号
愛媛県松山市勝山町2丁目12番地3 アル
ファスティツ勝山通り202号
再生債務者 松本アイエリンこと MATSU
MOTO A I E L E E N R A M O S
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月29日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月30日 松山地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第70号
東京都三鷹市中原3丁目9番35号
再生債務者 松川 雄二
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月30日 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年度国家公務員共済組合連合会の決算に関する公告

令和7年8月13日

東京都千代田区九段南1丁目1番10号
国家公務員共済組合連合会 理事長 松元 崇

1 厚生年金保険経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)

(単位:百万円)

借 方		金額	貸 方		金額
流動資産		921,078	流動負債		4,239
現金・預金	311,210		未払金	3,086	
その他の現金	609,867		その他の負債	1,153	
固定資産	6,784,439		剰余金	7,701,278	
投資その他の資産	6,784,439		厚生年金保険給付積立金	7,701,278	
資産合計		7,705,517	負債・純資産合計		7,705,517

備考:記載金額は、単位未満を切り捨てて計上している。(以下同じ。)

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

(単位:百万円)

損失		金額	利益		金額
経常費用		3,053,888	経常収益		3,440,875
事業費用	3,047,781		事業収益	2,818,518	
給付金	1,223,459		負担金収入	1,016,348	
拠出金	1,821,990		組合員保険料収入	659,857	
その他の現金	2,331		交付金収入	1,140,754	
繰入金	6,106		その他の収入	1,558	
特別損失		139	運用収入	622,357	
当期利益金		387,919	特別利益		1,071
合計		3,441,947	合計		3,441,947

注) 当期利益金387,919百万円は、国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)第9条第1項の規定により積立金を増額して整理する。

重要な会計方針等

- 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法によっている。
- 信託における収益の認識方法
長期性預金に含まれる包括信託における収益の認識方法は、会計の継続性の観点から次のとおりとしている。
 - 自家運用の包括信託
発生主義によっている。
 - 委託運用の包括信託
現金主義によっている。

3. その他の財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法
税込方式によっている。

2 退職等年金経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)

(単位:百万円)

借 方		金額	貸 方		金額
流動資産		23,912	流動負債		781
現金・預金	18,946		未払金	776	
その他の現金	4,966		その他の負債	5	
固定資産	993,688		剰余金	1,016,819	
投資その他の資産	993,688		退職等年金給付積立金	1,016,819	
資産合計		1,017,601	負債・純資産合計		1,017,601

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

(単位:百万円)

損失		金額	利益		金額
経常費用		32,793	経常収益		113,763
事業費用	31,766		事業収益	108,194	
給付金	4,600		負担金収入	54,100	
その他の現金	27,165		掛金収入	54,094	
繰入金	1,027		その他の収入	0	
特別損失		423	運用収入	5,568	
当期利益金		80,567	特別利益		21
合計		113,784	合計		113,784

注) 当期利益金80,567百万円は、国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)第9条第3項の規定により積立金を増額して整理する。

重要な会計方針等

- 信託における収益の認識方法
長期性預金に含まれる包括信託における収益の認識方法は、発生主義によっている。
- その他の財務諸表作成のための重要な事項
 - 消費税の会計処理方法
税込方式によっている。

3 経過的長期経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)

(単位:百万円)

借 方		金 額	貸 方		金 額
流動資産		5,752	流動負債		2,853
現金・預金	5,309		未 払 金	2,843	
その他の	443		そ の 他	10	
			剩 余 金		2,899
			経過的長期給付積立金	2,899	
資産合計		5,752	負債・純資産合計		5,752

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

(単位:百万円)

損失		金額	利益		金額
経常費用		174,211	経常収益		174,469
事業費用	172,385		事業収益	174,461	
給付金	172,384		負担金収入	11,629	
その他の	1		交付金収入	20	
繰入金	1,826		そ の 他	162,810	
特別損失		4	運用収入	8	
当期利益金		291	特別利益		38
合計		174,508	合計		174,508

(注) 当期利益金291百万円は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号)第143条において準用する国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)第9条第3項の規定により積立金を増額して整理する。

重要な会計方針等

1. その他の財務諸表作成のための重要な事項

- (1) 消費税の会計処理方法
税込方式によっている。

4 業務経理

貸借対照表の要旨

(単位:百万円)

借 方		金 額	貸 方		金 額
流動資産		5,933	流動負債		5,310
現金・預金	5,926		未 払 金	5,241	
その他の	7		そ の 他	69	
固定資産	1,140		固定負債		1,213
有形固定資産	207		引 当 金	1,213	
無形固定資産	932		剩 余 金		549
投資その他の資産	0		利 益 剰 余 金	549	
資産合計		7,073	負債・純資産合計		7,073

(注) 有形固定資産の減価償却累計額は、143百万円である。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

損失		金額	利益		金額
経常費用		12,253	経常収益		13,211
事業費用	12,253		事業収益	4,223	
受入金			その他の	8,960	
その他の			27		
特別損失	0		特別利益		0
当期利益金	958		合計		13,211
合計		13,211	合計		13,211

(注) 当期利益金958百万円は、国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号)第85条第2項において準用する第84条の規定により、繰越欠損金を減額し、更に残余があるため利益剰余金として整理する。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産は、国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。)第68条の規定により、無形固定資産は、規則第69条の規定により定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産 143百万円

2. 引当金の計上基準

退職給与引当金

国家公務員共済組合法連合会(以下「連合会」という。)に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、連合会に使用される者が期末において退職した場合に支給される基本額の全額を計上している。

3. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

5 保健経理

貸借対照表の要旨

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

(単位: 百万円)

借 方		金 額	貸 方		金 額
流動資産		40,544	流動負債		980
現金・預金	36,540		未 払 金	900	
その他の現金	4,004		そ の 他	80	
固定資産		89,892	固定負債		51,359
投資不動産	37,082		長期借入金	34,800	
長期貸付金	18,168		受寄託貸付金負債	16,503	
受寄託貸付金	16,503		引 当 金	56	
投資その他の資産	18,138				
繰延資産		10	基 本 金		0
			基 本 金	0	
			剩 余 金	78,107	
			利 益 剩 余 金	78,107	
資産合計		130,447	負債・純資産合計		130,447

損益計算書の要旨

(自 令和 6 年 4 月 1 日)
(至 令和 7 年 3 月 31 日)

(単位: 百万円)

損失		金額	利益		金額
経常費用		6,912	経常収益		8,720
事業費用	1,289		事業収益	2,831	
繰入金	3,915		受入金	4,124	
引当金繰入	1,437		引当金戻入	1,579	
事業外費用	270		運用収入	185	
特別損失		49	特別利益		41,069
当期利益金		42,828			
合計		49,790	合計		49,790

重要な会計方針等

- 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法によっている。
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
未収金の貸倒れによる損失に備えるため、規則第76条の規定により、事業に係る未収金の年度末残高に対する 2/100 を計上している。
 - 退職給与引当金
国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、連合会に使用される者が期末において退職した場合に支給される基本額の全額を計上している。

3. その他財務諸表作成のための重要な事項

- 消費税の会計処理方法
税込方式によっている。
- 繰延資産の処理方法
開発費
5 年間で均等償却している。

6 医療経理

貸借対照表の要旨

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

(単位: 百万円)

借 方		金 額	貸 方		金 額
流動資産		104,996	流動負債		29,887
現金・預金	68,470		未 払 金	24,998	
その他の現金	36,526		そ の 他	4,889	
固定資産		159,099	固定負債		63,882
有形固定資産	123,330		長期借入金	33,856	
無形固定資産	6		引 当 金	30,025	
投資その他の資産	35,762				
繰延資産		318	基 本 金		0
			基 本 金	0	
			剩 余 金		170,643
			資本剩余金		25,415
			利益剩余金		145,228
資産合計		264,414	負債・純資産合計		264,414

注) 有形固定資産の減価償却累計額は、190,807百万円である。

損益計算書の要旨

(自 令和 6 年 4 月 1 日)
(至 令和 7 年 3 月 31 日)

(単位: 百万円)

損失		金額	利益		金額
経常費用		215,010	経常収益		208,033
事業費用	214,434		事業収益	203,435	
引当金繰入	436		補助金収入	1,519	
事業外費用	140		受入金	2,248	
特別損失		2,349	引当金等戻入	518	
			事業外収益	311	
			特別利益		1,997
			当期損失金		7,329
合計		217,360	合計		217,360

注) 当期損失金 7,329 百万円は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和 33 年大蔵省令第 54 号）第 85 条第 2 項において準用する第 84 条第 2 項の規定により、積立金を取り崩して補てんし、整理する。

重要な会計方針等

- たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。
- 固定資産の減価償却方法
有形固定資産は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第68条の規定により、無形固定資産は、規則第69条の規定により定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。
有形固定資産 190,807百万円
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
未収金の貸倒れによる損失に備えるため、規則第76条の規定により、事業に係る未収金の年度未残高に対する1/100を計上している。
 - 退職給与引当金
国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、連合会に使用される者が期末において退職した場合に支給される基本額の全額を計上している。
- その他財務諸表作成のための重要な事項
 - 消費税の会計処理方法
税込方式によっている。
 - 繰延資産の処理方法
開発費
5年間で均等償却している。

7 宿泊経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)

(単位：百万円)

借 方		金 额	貸 方		金 额
流動資産		10,135	流動負債		1,638
現金・預金	99,193		未 払 金	1,320	
その他の	942		そ の 他	317	
固定資産		21,566	固定負債		1,988
有形固定資産	21,547		引 当 金	1,988	
無形固定資産	0				
投資その他の資産	18				
繰延資産		27	基 本 金		0
			基 本 金	0	
			剩 余 金		28,102
			資 本 剩 余 金	4,457	
			利 益 剩 余 金	23,645	
資産合計		31,729	負債・純資産合計		31,729

(注) 有形固定資産の減価償却累計額は、66,485百万円である。

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

(単位：百万円)

損失		金額	利益		金額
経常費用		15,196	経常収益		14,881
事業費用	15,027		事業収益	13,248	
引当金繰入	131		受入金	1,620	
事業外費用	37		引当金戻入	5	
特別損失	62		事業外収益	6	
			特別利益		52
			当期損失金		325
合計		15,258	合計		15,258

(注) 当期損失金325百万円は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第85条第2項において準用する第84条第2項の規定により、積立金を取り崩して補てんし、整理する。

重要な会計方針等

- たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品・貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。
- 固定資産の減価償却方法
有形固定資産は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第68条の規定により、無形固定資産は、規則第69条の規定により定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。
有形固定資産 66,485百万円
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
未収金の貸倒れによる損失に備えるため、規則第76条の規定により、事業に係る未収金の年度未残高に対する1/100を計上している。
 - 退職給与引当金
国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に使用される者の退職手当等の支払いに充てるため、連合会に使用される者が期末において退職した場合に支給される退職手当等の全額を計上している。
 - 災害補てん引当金
有形固定資産について、災害その他の事故による将来の損害に対する準備のため、規則第74条の規定により、所要の金額を計上している。
 - 特別修繕引当金
事業に使用している施設について、翌事業年度以降に大規模の修繕をすることを予定しているため、規則第77条の規定により、所要の金額を計上している。
- その他財務諸表作成のための重要な事項
 - 消費税の会計処理方法
税込方式によっている。
 - 繰延資産の処理方法
開発費
5年間で均等償却している。

8 短期財調経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)

(単位:百万円)

借 方		金 额	貸 方		金 额
流動資産		531	流動負債		48
現金・預金	478		未 払 金	20	
その他の資産	53		未 払 費 用	28	
固定資産		31,264	固定負債		31,473
投資その他の資産	31,264		預 託 金	31,473	
			剩 余 金		275
			利 益 剩 余 金		275
資産合計		31,796	負債・純資産合計		31,796

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

(単位:百万円)

損失		金額	利益		金額
経常費用		456	経常収益		450
事業費用	456		運用収入	159	
			補助金等収入	290	
			当期損失金		6
合計		456	合計		456

注) 当期損失金6百万円は、国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号)第85条第2項において準用する第84条第2項の規定により、積立金を取り崩して補てんし、整理する。

重要な会計方針等

- 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法によっている。
- その他財務諸表作成のための重要な事項
消費税の会計処理方法
税込方式によっている。

9 財形経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)

(単位:百万円)

借 方		金 额	貸 方		金 额
流動資産		3	固定負債		2,563
現金・預金	3		長期借入金	2,563	
固定資産		2,563	剩 余 金		3
投資その他の資産	2,563		利 益 剩 余 金		3
資産合計		2,567	負債・純資産合計		2,567

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

(単位:百万円)

損失		金額	利益		金額
経常費用		20	経常収益		20
事業費用		20	事業収益		20
当期利益金		0			
合計		20	合計		20

注) 当期利益金0百万円は、国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号)第85条第2項において準用する第84条第1項の規定により、積立金として整理する。

重要な会計方針等

特記事項なし

10 旧令長期経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)

(単位:百万円)

借 方		金 额	貸 方		金 额
流動資産		107	流動負債		107
現金・預金	102		未 払 金	106	
未 収 金	5		そ の 他	1	
資産合計		107	負債・純資産合計		107

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

(単位:百万円)

損失		金額	利益		金額
経常費用		548	経常収益		548
事業費用		548	補助金等収入		548
特別損失		0	特別利益		0
合計		549	合計		549

重要な会計方針等

- その他財務諸表作成のための重要な事項
消費税の会計処理方法
税込方式によっている。

11 旧令医療経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)

(単位:百万円)

借 方		金 額	貸 方		金 額
流動資産		53,537	流動負債		15,680
現金・預金	32,190		未 払 金	13,820	
その他の	21,347		そ の 他	1,859	
固定資産		49,519	固定負債		30,386
有形固定資産	49,474		投資不動産引当勘定	9,021	
投資その他の資産	45		引 当 金	21,365	
繰延資産		1,106	基 本 金		235
			基 本 金	235	
			剩 余 金		57,862
			資 本 剩 余 金	7,131	
			利 益 剩 余 金	50,730	
資産合計		104,164	負債・純資産合計		104,164

注) 有形固定資産の減価償却累計額は、130,259百万円である。

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

(単位:百万円)

損失		金額	利益		金額
経常費用		121,172	経常収益		117,000
事業費用	120,682		事業収益	116,537	
引当金繰入	195		補助金収入	232	
事業外費用	295		受入金	46	
特別損失		846	引当金戻入	162	
			事業外収益	21	
			特別利益		703
			当期損失金		4,315
合計		122,019	合計		122,019

注) 当期損失金4,315百万円は、国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号)第85条第2項において準用する第84条第2項の規定により、積立金を取り崩して補てんし、整理する。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構令和6事業年度財務諸表に関する公告

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第58条第3項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の令和6事業年度決算に係る財務諸表について公告します。主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は当機構のホームページ(<https://www.ndf.go.jp>)又は事務所にて閲覧下さい。

令和7年8月13日

重要な会計方針等

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産は、国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号)以下「規則」という。)第68条の規定により、無形固定資産は、規則第69条の規定により定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産 130,259百万円

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

未収金の貸倒れによる損失に備えるため、規則第76条の規定により、事業に係る未収金の年度末残高に対する1/100を計上している。

(2) 退職給与引当金

国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、連合会に使用される者が期末において退職した場合に支給される基本額の全額を計上している。

(3) 災害補てん引当金

有形固定資産について、災害その他の事故による将来の損害に対する準備のため、規則第74条の規定により、所要の金額を計上している。

(4) 特別修繕引当金

事業に使用している施設について、翌事業年度以降に大規模の修繕をすることを予定しているため、規則第77条の規定により、所要の金額を計上している。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延資産の処理方法

開発費

5年間で均等償却している。

東京都港区赤坂一丁目11番44号
原子力損害賠償・廃炉等支援機構
理事長 山名 元

【機構全体】

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	374,110,247,458	機構債	300,101,911,574
有価証券	18,119,502,985	短期借入金	200,000,000,000
前払費用	18,198,829	未払金	2,050,673,400,715
未収収益	449,401,945	未払費用	1,047,037,421
未収金	2,293,700,666,800	未払国庫納付金	306,477,545,596
流動資産合計	<u>2,686,398,018,017</u>	未払法人税等	192,000
II 固定資産		預り金	
資金援助事業資産		預り納付金	<u>19,952,587</u>
交付国債	1,994,194,710,000	預り金合計	19,952,587
原子力事業者株式	<u>1,000,000,000,000</u>	賞与引当金	103,678,396
資金援助事業資産合計	2,994,194,710,000	流動負債合計	<u>2,858,423,718,289</u>
有形固定資産		II 固定負債	
建物	240,528,763	交付国債見返	1,994,194,710,000
工具器具備品	<u>99,457,821</u>	機構債	500,015,575,511
有形固定資産合計	339,986,584	退職給付引当金	128,674,200
無形固定資産		廃炉等積立金	712,208,246,279
ソフトウェア	<u>114,734,182</u>	資産除去債務	111,600,032
無形固定資産合計	114,734,182	固定負債合計	<u>3,206,658,806,022</u>
投資その他の資産		負債合計	<u>6,065,082,524,311</u>
投資有価証券	397,955,272,318	(純資産の部)	
敷金保証金	<u>79,803,210</u>	資本金	
投資その他の資産合計	398,035,075,528	政府出資金	7,000,000,000
固定資産合計	<u>3,392,684,506,294</u>	民間出資金	7,000,000,000
資産合計	<u>6,079,082,524,311</u>	資本金合計	<u>14,000,000,000</u>
		純資産合計	<u>14,000,000,000</u>
		負債及び純資産合計	<u>6,079,082,524,311</u>

【機構全体】

損 益 計 算 書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位:円)

(経常収益)	
(1) 資金援助事業収入	
一般負担金収入	194,695,376,800
特別負担金収入	70,000,000,000
政府交付金収入	47,000,000,000
交付国債受贈益	390,831,960,000
	702,527,336,800
(2) 廃炉等積立金管理事業収入	
廃炉等積立金受取利息	1,717,367,032
(3) 事業外収益	
受取利息	80,636,957
雑収入	4,580
経常収益合計	704,325,345,369
(経常費用)	
(4) 資金援助事業費	
資金交付費	390,831,960,000
(5) 事業諸費用	
調査費用	402,652,161
旅費	101,538,799
外部委託費	945,608,422
	1,449,799,382
(6) 廃炉等積立金管理事業費	
廃炉等積立金支払利息	1,717,367,032
(7) 一般管理費	2,371,431,278
(8) 事業外費用	
機構債発行費	390,648,005
雜支出	33,000,000
支払利息	1,053,397,858
	1,477,045,863
経常費用合計	397,847,603,555
当期経常利益	306,477,741,814
(9) 特別損失	
固定資産除却損	4,218
税引前当期純利益	306,477,737,596
(10) 法人税等	
住民税	192,000
当期純利益	306,477,545,596

【機構全体】

利 益 の 处 分 に 関 す る 書 類

(令和7年3月31日)

(単位:円)

科 目	金	額
I 当期末処分利益 当期純利益		306,477,545,596
II 利益処分額 国庫納付金		306,477,545,596

【機構全体】

純 資 産 變 動 計 算 書

(単位:円)

	資 本 金		利益剰余金又は欠損金(△)	純資産合計
	政府出資金	民間出資金		
前期末残高	7,000,000,000	7,000,000,000	0	14,000,000,000
当期変動額 当期純利益			306,477,545,596	306,477,545,596
国庫納付金			△ 306,477,545,596	△ 306,477,545,596
当期変動額合計	0	0	0	0
当期末残高	7,000,000,000	7,000,000,000	0	14,000,000,000

【機構全体】

キ ャ ツ シ ュ ・ フ ロ 一 計 算 書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位:円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	306,477,737,596
減価償却費	144,960,082
資産除去債務費用	308,278
賞与引当金の増減額	4,333,757
退職給付引当金の増減額	18,866,200
交付国債受贈益	△ 390,831,960,000
資金交付費	390,831,960,000
政府交付金収入	△ 47,000,000,000
受取利息	△ 80,636,957
支払利息	1,053,397,858
機構債発行費	390,648,005
固定資産除却損	4,218
前払費用の増減額	1,161,464
未収収益の増減額	△ 347,319,891
未収金の増減額	160,000,000,000
未払金の増減額	1,466,480,585
未払費用の増減額	6,085,583
預り金の増減額	△ 9,268,221
廃炉等積立金の増減額	39,035,102,918
小計	461,161,861,475

交付国債受贈益の受取額	272,200,000,000
資金交付費の支払額	△ 263,700,000,000
政府交付金収入の受取額	47,000,000,000
利息の受取額	71,718,327
利息・機構債発行費の支払額	△ 802,888,439
国庫納付金の支払額	△ 468,236,161,422
法人税等の支払額	△ 192,000
事業活動によるキャッシュ・フロー	47,694,337,941
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 889,900,000,000
定期預金の払戻による収入	871,000,000,000
有価証券の取得による支出	△ 446,300,000,000
有価証券の償還による収入	506,300,000,000
投資有価証券の取得による支出	△ 142,578,860,000
有形及び無形固定資産の取得による支出	△ 77,143,185
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 101,556,003,185
フリーキャッシュ・フロー (I + II)	△ 53,861,665,244
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	200,000,000,000
短期借入金の返済による支出	△ 200,000,000,000
機構債の発行による収入	250,000,000,000
機構債の償還による支出	△ 250,000,000,000
リース債務の返済による支出	△ 5,319,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,319,600
IV 資金減少額 (I + II + III)	△ 53,866,984,844
V 資金期首残高	162,077,232,302
VI 資金期末残高 (IV + V)	108,210,247,458

○重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 譲渡性預金

個別法による原価法によっている。

(2) 満期保有目的の債券（国債、政府保証債、公募地方債、公社・公団債、事業債）

償却原価法（定額法）によっている。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

3. 機構債発行差額の処理方法

機構債発行差額については、機構債の償還期間にわたり均等償却している。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。

(2) 退職給付引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、役員退職手当支給規程等に基づき、自己都合期末要支給額を基準として計上している。

5. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

(3) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金及び要求払預金からなっている。資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金 374,110,247,458円

(定期預金) △265,900,000,000円

資金期末残高 108,210,247,458円

(4) 交付国債受贈益及び資金交付費の内容

令和 6 年 4 月 26 日及び令和 7 年 3 月 17 日に、東京電力ホールディングス株式会社に対して、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「法」という。）第 42 条第 1 項等の規定により資金援助の決定を行った額 390,832 百万円（総額）を計上している。

(5) 法第 59 条第 4 項の規定による国庫納付

法第 59 条第 4 項の規定により、令和 6 事業年度において生じた当期純利益を国庫に納付することとなるため、当該年度末の貸借対照表に未払国庫納付金として、当該年度末における利益の処分後のものを計上している。

(6) 特別負担金収入の内容

令和 7 年 3 月 31 日及び同年 4 月 30 日に、東京電力ホールディングス株式会社に対して、法第 52 条第 5 項の規定により令和 6 事業年度の特別負担金額として通知を行った額 70,000 百万円を計上している。

(7) 資産除去債務の内容

令和 5 年度に入居した建物について不動産定期賃貸借契約に基づき原状回復義務が発生することから、資産除去債務を計上している。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間については賃貸借契約期間満了日までとして計算している。

当事業年度において計上した資産除去債務、当事業年度末における資産除去債務残高は 111,600,032 円である。

(8) 廃炉等積立金の管理及び運用の内容

法第 55 条の 3 から同条の 9 の規定により、東京電力ホールディングス株式会社より積み立てられた廃炉等積立金について、「廃炉等積立金管理運用基本方針」及び「廃炉等積立金の取戻しに関する計画」に基づき、管理及び運用を行っている。

(9) 特定原子力損害賠償仮払金勘定の表示内容

法第 58 条の 2 の規定により、廃炉等積立金に係る経理（廃炉等積立金勘定）、同法第 35 条第 2 項の業務に係る経理（特定原子力損害賠償仮払金勘定）及びその他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分して整理しているが、特定原子力損害賠償仮払金勘定については、原子力損害の賠償に関する法律第 17 条の 8 第 1 項の規定に基づく事務に係る資金の収入及び支出は発生しておらず、記載すべき資産、負債及び純資産も存在しないため、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書において、表示すべき内容はない。

【機構全体】

負 担 金 等 明 細 書

1. 一般負担金

(単位:円)

原 子 力 事 業 者	前年度末累積残高	当年度収納額	当 年 度 使 用 額		当年度末累積残高	国庫納付累積額	備 考
			費 用	国庫納付金			
北海道電力株式会社	0	6,466,146,000	127,464,479	6,338,681,521	0	84,396,285,312	
東北電力株式会社	0	10,662,687,000	210,189,168	10,452,497,832	0	138,808,245,680	
東京電力ホールディングス株式会社	0	67,550,177,600	1,331,588,896	66,218,588,704	0	790,050,946,477	
中部電力株式会社	0	17,880,591,000	352,472,744	17,528,118,256	0	184,065,754,098	
北陸電力株式会社	0	5,675,636,800	111,881,496	5,563,755,304	0	76,991,998,169	
関西電力株式会社	0	39,767,969,400	783,929,641	38,984,039,759	0	445,802,400,916	
中国電力株式会社	0	5,174,532,600	102,003,435	5,072,529,165	0	58,752,622,634	
四国電力株式会社	0	7,755,122,600	152,873,545	7,602,249,055	0	90,117,218,427	
九州電力株式会社	0	19,625,192,400	386,863,354	19,238,329,046	0	231,639,360,135	
日本原子力発電株式会社	0	11,832,121,400	233,241,748	11,598,879,652	0	125,085,096,388	
日本原燃株式会社	0	2,305,200,000	45,441,460	2,259,758,540	0	34,732,931,200	
合 計	0	194,695,376,800	3,837,949,966	190,857,426,834	0	2,260,442,859,436	

2. 特別負担金

(単位:円)

原 子 力 事 業 者	前年度末累積残高	当年度収納額	当 年 度 使 用 額		当年度末累積残高	国庫納付累積額	備 考
			費 用	国庫納付金			
東京電力ホールディングス株式会社	0	70,000,000,000	1,379,881,238	68,620,118,762	0	838,815,408,459	
合 計	0	70,000,000,000	1,379,881,238	68,620,118,762	0	838,815,408,459	

3. 機構法68条に基づく資金交付

(単位:円)

前年度末累積額	当年度収納額	当 年 度 使 用 額		国庫納付累積額	備 考
		費 用	国庫納付金		
0	47,000,000,000	0	47,000,000,000	481,000,000,000	

4. 賠償に係る機構から東京電力ホールディングス株式会社への資金交付額

(単位:円)

費 用 項 目	資 金 交 付 額			備 考
	前年度末累積額	当年度交付額	当年度末累積額	
賠償総額	11,094,500,000,000	263,700,000,000	11,358,200,000,000	当年度交付額は、機構から交付した資金交付額を記載しており、次月、次次月の支払を見越して交付しているため、実際の賠償額とは異なる。
うち除染	3,131,472,441,905	63,205,848,273	3,194,678,290,178	当年度交付額は、令和 6 年度末時点での応諾額累計額を当年度末累計額に記載し、前年度の累計額を差し引いて算出している。
うち中間貯蔵施設	471,404,762,534	35,065,932,065	506,470,694,599	

【一般勘定】

貸 借 対 照 表
(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	76,586,534,737	機構債	300,101,911,574
前払費用	18,198,829	短期借入金	200,000,000,000
未収収益	9,343,561	未払金	2,048,843,100,586
未収金	2,293,700,666,800	未払費用	1,047,037,421
流動資産合計	<u>2,370,314,743,927</u>	未払国庫納付金	306,477,545,596
II 固定資産		未払法人税等	192,000
資金援助事業資産		預り金	
交付国債	1,994,194,710,000	預り納付金	19,952,587
原子力事業者株式	<u>1,000,000,000,000</u>	預り金合計	19,952,587
資金援助事業資産合計	<u>2,994,194,710,000</u>	賞与引当金	103,678,396
有形固定資産		流動負債合計	<u>2,856,593,418,160</u>
建物	240,528,763	II 固定負債	
工具器具備品	99,457,821	交付国債見返	1,994,194,710,000
有形固定資産合計	<u>339,986,584</u>	機構債	500,015,575,511
無形固定資産		退職給付引当金	128,674,200
ソフトウェア	<u>114,734,182</u>	資産除去債務	111,600,032
無形固定資産合計	<u>114,734,182</u>	固定負債合計	<u>2,494,450,559,743</u>
投資その他の資産		負債合計	<u>5,351,043,977,903</u>
敷金保証金	<u>79,803,210</u>	(純資産の部)	
投資その他の資産合計	<u>79,803,210</u>	資本金	
固定資産合計	<u>2,994,729,233,976</u>	政府出資金	7,000,000,000
資産合計	<u>5,365,043,977,903</u>	民間出資金	7,000,000,000

【一般勘定】

損益計算書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位:円)

(経常収益)	
(1) 資金援助事業収入	
一般負担金収入	194,695,376,800
特別負担金収入	70,000,000,000
政府交付金収入	47,000,000,000
交付国債受贈益	<u>390,831,960,000</u>
	702,527,336,800
(2) 事業外収益	
受取利息	80,636,957
雑収入	4,580
経常収益合計	<u>80,641,537</u>
	702,607,978,337

(経常費用)

(3) 資金援助事業費

資金交付費 390,831,960,000

(4) 事業諸費用

調査費用 402,652,161

旅費 101,538,799

(5) 一般管理費

外部委託費 945,608,422 1,449,799,382

2,371,431,278

(6) 事 業 外 費 用		
機 構 債 発 行 費	390,648,005	
雜 支 出	33,000,000	
支 払 利 息	1,053,397,858	1,477,045,863
経 常 費 用 合 計		396,130,236,523
当 期 経 常 利 益		306,477,741,814
(7) 特 別 損 失		
固 定 資 產 除 却 損		4,218
税 引 前 当 期 純 利 益		306,477,737,596
(8) 法 人 税 等		
住 民 税		192,000
当 期 純 利 益		306,477,545,596

【一般勘定】

利 益 の 处 分 に 関 す る 書 類

(令和7年3月31日)

(単位: 円)

科 目	金 額
I 当期未処分利益	
当期純利益	306,477,545,596
II 利益処分額	
国庫納付金	306,477,545,596

【一般勘定】

純 資 產 變 動 計 算 書

(単位: 円)

	資 本 金		利益剰余金又は欠損金 (△)	純資産合計
	政府出資金	民間出資金		
前期末残高	7,000,000,000	7,000,000,000	0	14,000,000,000
当期変動額				
当期純利益			306,477,545,596	306,477,545,596
国庫納付金			△ 306,477,545,596	△ 306,477,545,596
当期変動額合計	0	0	0	0
当期末残高	7,000,000,000	7,000,000,000	0	14,000,000,000

【一般勘定】

キ ャ ツ シ ュ ・ フ ロ ー 計 算 書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位: 円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益		306,477,737,596
減価償却費		144,960,082
資産除去債務費用		308,278

賞与引当金の増減額	4,333,757
退職給付引当金の増減額	18,866,200
交付国債受贈益	△ 390,831,960,000
資金交付費	390,831,960,000
政府交付金収入	△ 47,000,000,000
受取利息	△ 80,636,957
支払利息	1,053,397,858
機構債発行費	390,648,005
固定資産除却損	4,218
前払費用の増減額	△ 179,300
未収金の増減額	160,000,000,000
未払金の増減額	259,146,037
未払費用の増減額	6,085,583
預り金の増減額	△ 9,268,221
小計	421,265,403,136
交付国債受贈益の受取額	272,200,000,000
資金交付費の支払額	△ 263,700,000,000
政府交付金収入の受取額	47,000,000,000
利息の受取額	71,718,327
利息・機構債発行費の支払額	△ 802,888,439
国庫納付金の支払額	△ 468,236,161,422
法人税等の支払額	△ 192,000
事業活動によるキャッシュ・フロー	7,797,879,602
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 8,000,000,000
定期預金の払戻による収入	51,000,000,000
有価証券の取得による支出	△ 446,300,000,000
有価証券の償還による収入	446,300,000,000
有形及び無形固定資産の取得による支出	△ 77,143,185
投資活動によるキャッシュ・フロー	42,922,856,815
フリーキャッシュ・フロー (I + II)	50,720,736,417
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	200,000,000,000
短期借入金の返済による支出	△ 200,000,000,000
機構債の発行による収入	250,000,000,000
機構債の償還による支出	△ 250,000,000,000
リース債務の返済による支出	△ 5,319,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,319,600
IV 資金減少額 (I + II + III)	50,715,416,817
V 資金期首残高	21,871,117,920
VI 資金期末残高 (IV + V)	72,586,534,737

○重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
個別法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

3. 機構債発行差額の処理方法

機構債発行差額については、機構債の償還期間にわたり均等償却している。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。

(2) 退職給付引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、役員退職手当支給規程等に基づき、自己都合期末要支給額を基準として計上している。

5. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

【一般勘定】

負 担 金 等 明 細 書

(単位：円)

1. 一般負担金

原 子 力 事 業 者	前年度末累積残高	当年度収納額	当 年 度 使 用 額		当年度末累積残高	国庫納付累積額	備 考
			費 用	国庫納付金			
北海道電力株式会社	0	6,466,146,000	127,464,479	6,338,681,521	0	84,396,285,312	
東北電力株式会社	0	10,662,687,000	210,189,168	10,452,497,832	0	138,808,245,680	
東京電力ホールディングス株式会社	0	67,550,177,600	1,331,588,896	66,218,588,704	0	790,050,946,477	
中部電力株式会社	0	17,880,591,000	352,472,744	17,528,118,256	0	184,065,754,098	
北陸電力株式会社	0	5,675,636,800	111,881,496	5,563,755,304	0	76,991,998,169	
関西電力株式会社	0	39,767,969,400	783,929,641	38,984,039,759	0	445,802,400,916	
中国電力株式会社	0	5,174,532,600	102,003,435	5,072,529,165	0	58,752,622,634	
四国電力株式会社	0	7,755,122,600	152,873,545	7,602,249,055	0	90,117,218,427	
九州電力株式会社	0	19,625,192,400	386,863,354	19,238,329,046	0	231,639,360,135	
日本原子力発電株式会社	0	11,832,121,400	233,241,748	11,598,879,652	0	125,085,096,388	
日本原燃株式会社	0	2,305,200,000	45,441,460	2,259,758,540	0	34,732,931,200	
合 計	0	194,695,376,800	3,837,949,966	190,857,426,834	0	2,260,442,859,436	

2. 特別負担金

(単位:円)

原 子 力 事 業 者	前年度末累積残高	当年度収納額	当 年 度 使 用 額		当年度末累積残高	国庫納付累積額	備 考
			費 用	国庫納付金			
東京電力ホールディングス株式会社	0	70,000,000,000	1,379,881,238	68,620,118,762	0	838,815,408,459	
合 計	0	70,000,000,000	1,379,881,238	68,620,118,762	0	838,815,408,459	

3. 機構法68条に基づく資金交付

(単位:円)

前年度末累積額	当年度収納額	当 年 度 使 用 額		国庫納付累積額	備 考
		費 用	国庫納付金		
0	47,000,000,000	0	47,000,000,000	481,000,000,000	

4. 賠償に係る機構から東京電力ホールディングス株式会社への資金交付額

(単位:円)

費 用 項 目	資 金 交 付 額			備 考
	前年度末累積額	当年度交付額	当年度末累積額	
賠償総額	11,094,500,000,000	263,700,000,000	11,358,200,000,000	当年度交付額は、機構から交付した資金交付額を記載しており、次月、次々月の支払を見越して交付しているため、実際の賠償額とは異なる。
うち除染	3,131,472,441,905	63,205,848,273	3,194,678,290,178	当年度交付額は、令和6年度末時点での応諾額累計額を当年度末累計額に記載し、前年度の累計額を差し引いて算出している。
うち中間貯蔵施設	471,404,762,534	35,065,932,065	506,470,694,599	

【廃炉等積立金勘定】

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	297,523,712,721	未 払 金	1,830,300,129
有 価 証 券	18,119,502,985	流 動 負 債 合 計	1,830,300,129
未 収 収 益	440,058,384		
流 動 資 產 合 計	316,083,274,090		
II 固 定 資 產		II 固 定 負 債	
投 資 そ の 他 の 資 產		廃 炉 等 積 立 金	712,208,246,279
投 資 有 価 証 券	397,955,272,318	固 定 負 債 合 計	712,208,246,279
投 資 そ の 他 の 資 產 合 計	397,955,272,318	負 債 合 計	714,038,546,408
固 定 資 產 合 計	397,955,272,318		
資 產 合 計	714,038,546,408		
		負 債 及 び 純 資 產 合 計	714,038,546,408

【廃炉等積立金勘定】

損 益 計 算 書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位:円)

(経常収益)	
(1) 廃炉等積立金管理事業収入	
廃炉等積立金受取利息	1,717,367,032
経常収益合計	
1,717,367,032	1,717,367,032
(経常費用)	
(2) 廃炉等積立金管理事業費	
廃炉等積立金支払利息	1,717,367,032
経常費用合計	1,717,367,032
当期経常利益	0
税引前当期純利益	0
当期純利益	0

【廃炉等積立金勘定】

利 益 の 处 分 に 関 す る 書 類

(令和7年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 領
I 当期未処分利益	
当期純利益	0
II 利益処分額	
国庫納付金	0

【廃炉等積立金勘定】

純 資 産 変 動 計 算 書

(単位:円)

	資 本 金		利益剰余金又は欠損金(△) 積立金又は繰越欠損金(△)	純資産合計
	政府出資金	民間出資金		
前期末残高	0	0	0	0
当期変動額				
当期純利益			0	0
国庫納付金			0	0
当期変動額合計	0	0	0	0
当期末残高	0	0	0	0

【廃炉等積立金勘定】

キャッシュ・フロー計算書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位:円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	0
前払費用の増減額	1,340,764
未収収益の増減額	△ 347,319,891
未払金の増減額	1,207,334,548
廃炉等積立金の増減額	39,035,102,918
事業活動によるキャッシュ・フロー	39,896,458,339
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 881,900,000,000
定期預金の払戻による収入	820,000,000,000
有価証券の償還による収入	60,000,000,000
投資有価証券の取得による支出	△ 142,578,860,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 144,478,860,000
III 資金増加額(I+II)	△ 104,582,401,661
IV 資金期首残高	140,206,114,382
V 資金期末残高(III+IV)	35,623,712,721

○重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 譲渡性預金
個別法による原価法によっている。
 - (2) 満期保有目的の債券(国債、政府保証債、公募地方債、公社・公団債、事業債)
償却原価法(定額法)によっている。
2. 財務諸表作成のための重要な事項
 - (1) 収益・費用の計上基準
発生主義によっている。
 - (2) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金及び要求払預金からなっている。
資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
現金及び預金 297,523,712,721円
(定期預金) △261,900,000,000円
 - 資金期末残高 35,623,712,721円
- (3) 廃炉等積立金の管理及び運用の内容
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3から同条の9の規定により、東京電力ホールディングス株式会社より積み立てられた廃炉等積立金について、「廃炉等積立金管理運用基本方針」及び「廃炉等積立金の取戻しに関する計画」に基づき、管理及び運用を行っている。

【廃炉等積立金勘定】

負担金等明細書

1. 一般負担金

(単位:円)

原 子 力 事 業 者	前年度末累積残高	当年度収納額	当 年 度 使 用 額		当年度末累積残高	国庫納付累積額	備 考
			費 用	国庫納付金			
該当無し							
合 計							

2. 特別負担金

(単位:円)

原 子 力 事 業 者	前年度末累積残高	当年度収納額	当 年 度 使 用 額		当年度末累積残高	国庫納付累積額	備 考
			費 用	国庫納付金			
該当無し							
合 計							

3. 機構法68条に基づく資金交付

該当なし

4. 賠償に係る機構から東京電力ホールディングス株式会社への資金交付額

(単位:円)

費 用 項 目	資 金 交 付 額			備 考
	前年度末累積額	当年度交付額	当年度未累積額	
該当無し				

【特定原子力損害賠償仮払金勘定】

特定原子力損害賠償仮払金勘定については、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第58条の2第2号の規定により、令和2年4月1日に設置されたものであるが、令和6事業年度において業務活動を実施していないため、貸借対照表及び損益計算書において表示すべき内容はない。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第1号の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年8月13日 長崎県教育委員会

1 氏名 松屋 英佑、本籍地 長崎県

(1) 幼稚園教諭二種免許状

免許状の番号 平31幼二種第991号

授与年月日 令和2年3月6日

授与権者 福岡県教育委員会

2 失効年月日 令和6年5月8日

3 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第1号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20歳代後半から30歳代の男性、身長170cm、体格中肉、着衣は上衣カーキ色ジャンパー、黒色半袖シャツ、下衣灰色ジーンズ、黒色ボクサーパンツ、黒色靴下、所持金品は現金997円、J R 切符1枚
上記の者は、令和7年7月5日午前4時56分頃、千葉県富津市千種新田755番地1川口市立大賀海浜学園の南西方約120m地先の砂浜上で発見されました。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は当市で保管してあります。心当たりの方は、富津市社会福祉課まで申し出てください。

令和7年8月13日

千葉県 富津市長 高橋 恭市

会社その他のお知らせ

解散公告

当社は、令和7年7月21日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月21日

札幌市中央区南1条西1丁目1番地

株式会社アローン・リユース・ネット

ワーカー 代表清算人 廣知 民雄

解散公告

当社は、令和7年6月21日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月21日

札幌市中央区南1条西10丁目南大通ビルア

ネットワーク六階 株式会社どんぐりちゃん

代表清算人 渡邊 宙

解散公告

当社は、令和7年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月13日

北海道釧路市愛国西二丁目一三番一二号

創建工業株式会社

代表清算人 篠原 義隆

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月13日

札幌市北区北四十条西六丁目三番三六一

○三号 特定非営利活動法人トライ夢

清算人 紺野 順子

解散公告

当社は、令和7年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月13日

福島県いわき市内郷白水町柳間二六番地

小名浜捨石株式会社

代表清算人 齋藤 廣志

解散公告

当社は、令和7年六月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月13日

千葉県四街道市みそら一丁目一九番三三号

○二号 合同会社R o o t

清算人 山内 壮太

解散公告

当社は、令和7年七月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月13日

東京都台東区竜泉一丁目三番二号

株式会社ARISE

代表清算人 岩田安希央

解散公告

当社は、令和7年八月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月13日

茨城県石岡市南台二丁目三一番一一号

株式会社チエリーピース

代表清算人 小林 延子

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月13日

埼玉県入間市大字野田二九〇番地一ベルメ

ゾン元加治ヒルズ三〇四

タワーメンテナンス株式会社

代表清算人 武藤 静江

解散公告

当社は、令和7年七月十九日、総社員の同意により解散いたしました。債権をお持ちの方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月13日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

○二号 共同会計事務所内 合同会社オルタナ12

清算人 内山隆太郎

解散公告

当社は、令和7年八月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月13日

東京都八王子市元本郷町四丁目一四番二四

号みどりマンション二〇一号

株式会社丸信興業

代表清算人 井上 政信

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月13日

東京都江戸川区松江三丁目一番八号

○二号 エムツー保険企画有限会社

清算人 滝口 正憲

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月13日

東京都港区西新橋二丁目二〇番一号四階

株式会社ルビーワナジー合同会社

代表清算人 竹内はるみ

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月13日

東京都港区高輪二丁目一八番一号

株式会社加藤屋山口酒店

代表清算人 山口 清澄

解散公告

当社は、令和7年七月三十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月13日

東京都墨田区緑二丁目五番六一九〇四号

Youlist株式会社

代表清算人 矢野 豊大

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月13日

東京都足立区花畠四丁目一八番一八号

丸一運輸株式会社

代表清算人 杉山 幸樹

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月13日

東京都江戸川区松江三丁目一番八号

株式会社エムツー保険企画有限会社

代表清算人 滝口 正憲

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月13日

東京都港区高輪二丁目一八番一号

株式会社加藤屋山口酒店

代表清算人 山口 清澄

解散公告

当社は、令和7年2月二十八日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月十三日

静岡県静岡市清水区永楽町八番二〇号

合資会社三浦鉄工所

清算人 三浦理一郎

解散公告

当社は、令和7年6月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月十三日

愛知県名古屋市熱田区一一番二丁目二六番九号

日本電弧興業株式会社

代表清算人 松岡 信彦

解散公告

当社は、令和7年6月二十七日開催の株主総会の決議により令和7年6月三十日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月十三日

愛知県岡崎市羽根北町三丁目二番地五

東和電子株式会社

代表清算人 太田 実良

解散公告

当社は、令和7年7月十五日会社法第三十九条第一項に基づく議決権行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月十三日

愛知県豊橋市藤沢町 一一番地の七

有限会社鈴木千鉄工所

清算人 鈴木 道治

解散公告

当社は、令和7年7月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月十三日

三重県桑名市有楽町五二番地ライオンズ桑

名駅前グランフォート一五〇七号

合同会社LEAD

清算人 齋木 洋

解散公告

当社は、令和7年6月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月十三日

京都市伏見区横大路西海道六五番地

株式会社大東機工

代表清算人 若山 昭裕

解散公告

当社は、令和7年7月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月十三日

京都市上京区溝前町七二一一

合同会社Lubh

清算人 小鍛治 佑

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月十三日

京都市山科区勧修寺閑林寺八五番地一

株式会社タフテック

代表清算人 吉野由利子

解散公告

当法人は、令和7年6月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月十三日

岡山県苦田郡鏡野町下原五〇三番地

井上建設有限会社

清算人 井上 光江

解散公告

当社は、令和7年7月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月十三日

大阪市住吉区帝塚山西一丁目三番二五号

有限会社新出造園工務店

清算人 新出 忠弘

解散公告

当社は、令和7年7月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月十三日

大阪市上京区溝前町七二一一

合同会社Lubh

清算人 小鍛治 佑

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月十三日

大阪市中央区北久宝寺町四丁目四番七号

株式会社A. I. F.

代表清算人 柳 在 熱

解散公告

当社は、令和7年6月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月十三日

岡山県高梁市原田南町一一二四番地四

株式会社ゆめフク・ホーム

代表清算人 福本真由美

解散公告

当社は、令和7年7月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月十三日

大阪市中央区北久宝寺町四丁目四番七号

株式会社A. I. F.

清算人 柳 在 熱

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月十三日

大阪市中央区高津二丁目四番二二一四〇一号

SGS CARE FACILITY合同会社

清算人 渡部 昌三

解散公告

当社は、株主総会決議により、令和7年6月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月十三日

岡山県倉敷市生坂二七〇番地の二

ムラタ工業有限公司

清算人 村田 由美

解散公告

当社は、令和七年七月十八日解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

広島県安芸郡府中町浜田二丁目六番三七号

有限会社三上工務店

清算人

駒見 卓恵

連絡先

広島県安芸郡府中町大通一丁目一

番四〇一八〇一号

清算人

駒見 卓恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

広島県安芸郡熊野町新宮四丁目一五番二四号

オーケー工業株式会社

代表清算人

西山 晃司

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

広島市西区商工センター八丁目六番二九号

株式会社N&S

代表清算人

酒井 秀樹

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

広島市西区古江西町二六一五三

株式会社西部セイフティ

代表清算人 西本 政夫

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

山口県長門市三隅上字山新開五一〇九番一

特定非営利活動法人裕心会

清算人 嶋田日直男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

広島県安芸郡熊野町新宮四丁目一五番二四号

オーケー工業株式会社

代表清算人

西山 晃司

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

広島市西区商工センター八丁目六番二九号

株式会社N&S

代表清算人

酒井 秀樹

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

高知県室戸市佐喜浜町一〇七番地五

特定非営利活動法人佐喜浜元気プロジェクト

代表清算人 德増 千里

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

岡山県倉敷市児島小川二丁目五番四

医療法人正療ヒフ科クリニック

清算人 洲脇 正雄

特定非営利活動法人教授法創造研究所

清算人 椿原 正和

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

徳島県徳島市川内町平石古田九七番地二

株式会社谷川鉄工所

代表清算人

谷川 宏

解散公告

当組合は、令和七年六月二十七日開催の解散総会の決議並びに港区長の認可により令和七年七月二十八日解散した為、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

香川県坂出市西大浜南二丁目一一番一四号

MILLION合同会社

清算人 福崎 浩二

解散公告

当法人は、令和七年六月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

高知県室戸市佐喜浜町一〇七番地五

特定非営利活動法人佐喜浜元気プロジェクト

代表清算人 德増 千里

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

岡山県津山市沼八五七番地の一

医療法人瑞生会

清算人 石井 良夫

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに港区長の認可により解散した為、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

鹿児島市吉野三丁目五九番一号

医療法人恵純会

清算人 有馬 純治

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年六月二十七日開催の解散総会の決議並びに港区長の認可により令和七年七月二十八日解散した為、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

東京都千代田区麹町三丁目一二番七号麹町エイチティースビル二階株式会社都市計画

ラボ内

代表清算人

谷川 宏

解散公告

当法人は、社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、令和七年六月二十日をもつて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

香川県坂出市西大浜南二丁目一一番一四号

MILLION合同会社

清算人

福崎 浩二

解散公告

当法人は、令和七年六月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

岡山県津山市沼八五七番地の一

特定非営利活動法人佐喜浜元気プロジェクト

代表清算人 德増 千里

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年九月二十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

医療法人瑞生会

清算人 石井 良夫

解散公告

当法人は、令和六年九月二十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

医療法人瑞生会

清算人 石井 良夫

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

大阪市住吉区墨江三丁目一七番三四号

医療法人高田歯科医院

代表清算人

高田 和茂

解散公告

当法人は、令和七年六月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十三日

横浜市港北区新横浜一丁目一九番一〇号

特定非営利活動法人サンルーム

代表理事

千葉 俊輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市湯川町三丁目一三番地五、最後の住所北海道函館市大川町一番九二一六〇五号

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日

北海道北斗市七重浜四丁目二一番四一一〇六号

相続財産清算人 千葉 有紀

代表清算人 德増 千里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道中川郡美深町東一条南五丁目二番地二三、最後の住所札幌市東区北八条東十九

丁目一番一七号高橋悦子方
被相続人 亡 高橋 照彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日

札幌市中央区大通西十丁目南大通ビル四階
吉川正也法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉川 賀恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東置賜郡高畠町大字下和田二二八九番地、最後の住所山形県東置賜郡高畠町大字山崎二〇九番地の五シニアホームたちばな
被相続人 亡 濱田 弘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日

本籍山形県東置賜郡高畠町大字下和田二二八九番地、最後の住所山形県東置賜郡高畠町大字山崎二〇九番地の五シニアホームたちばな
被相続人 亡 濱田 弘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日

山形県米沢市金池八丁目二番二号鶴巻ビル
相続財産清算人 弁護士 阿部 哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市大字小室六二〇番地一一、最後の住所埼玉県川越市大字小室六一九番地
被相続人 亡 岩館 孝宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日

山形県米沢市金池八丁目二番二号鶴巻ビル
相続財産清算人 弁護士 阿部 哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市大字小室六二〇番地一一、最後の住所埼玉県川越市大字小室六一九番地
被相続人 亡 岩館 孝宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日

埼玉県川越市東田町八番地一二佐賀ビル二
階長沼法律事務所
相続財産清算人 弁護士 長沼 正敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸一四四六番地一、最後の住所埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸一四四六番地一

被相続人 亡 山下 英夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日

被相続人 亡 山下 英夫

令和七年八月十三日

事務所千葉市中央区富士見二丁目三番一号
塚本大千葉ビル六階 東葉総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伊藤 愛彦相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍千葉県山武郡芝山町山中三九四番地、最後の住所千葉県山武郡芝山町山中三三五番地
被相続人 亡 高橋 雅夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年八月十三日

相続財産清算人 弁護士 河村 和貴
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍埼玉県春日部市東中野四六〇番地四、最後の住所埼玉県さいたま市西区大字佐知川一
一四四番地一 被相続人 亡 木村 智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年八月十三日

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍千葉県山武郡芝山町山中三九四番地、最後の住所千葉県山武郡芝山町山中三三五番地
被相続人 亡 佐藤 智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年八月十三日

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍千葉市中央区中央四丁目一七番三号
袖ヶ浦ビル六階 佐野総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 村岡 旭美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年八月十三日

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍大阪府吹田市出口町九二二番地、最後の住所千葉県千葉市中央区龟井町五六番地、最後の住所千葉市中央区龟井町三番一〇号
被相続人 亡 田村 初江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年八月十三日

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍大阪府吹田市出口町九二二番地、最後の住所千葉県千葉市中央区龟井町五六番地、最後の住所千葉市中央区龟井町三番一〇号
被相続人 亡 伊藤 節

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年八月十三日

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍千葉市花見川区こてはし台五丁目五番地
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号
マーキュリー千葉六階すみれ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 達矢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年八月十三日

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍千葉市花見川区こてはし台五丁目五番地
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号
法曹ビル二〇四号東京ファイールド法律事務所
相続財産清算人 弁護士 長田 敦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年八月十三日

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍千葉市花見川区こてはし台五丁目五番地
事務所千葉市花見川区こてはし台五
六、最後の住所千葉市花見川区こてはし台五
丁目五番六号
被相続人 亡 松浦 一恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年八月十三日

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍千葉市花見川区新宿二丁目二番九号ひ
ぐらしビル二〇一今井法律事務所

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年八月十三日

相続財産清算人 弁護士 今井 文雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年八月十三日

第10期決算公告 令和7年3月31日 東京都港区元麻布三丁目1番6号

NuVo Networks株式会社

代表取締役

スモーラー・スコット・アンドリュー
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資 産 部	85,211,189
負 資 産 及 び 部	85,211,189
資 産 部	85,211,189
負 資 産 及 び 部	85,211,189

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区桐ヶ丘二丁目七〇一番地、最後の住所東京都北区桐ヶ丘二丁目一七番三一三四号
被相続人 亡 渡邊 幸廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月十四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日

東京都中央区銀座二丁目八番五号石川ビル

六階 銀座共同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田口智香子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区阿佐谷北五丁目七三番地、最後の住所東京都杉並区天沼二丁目一九番六号
被相続人 亡 大塚千恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月十四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日

東京都中央区銀座二丁目八番五号石川ビル

相続財産清算人 弁護士 田口智香子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤井 奏子
(戸籍上の氏名小林奏子)

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月十四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日

東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松田 哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住龍田町一七番、最後の住所東京都足立区千住仲町三一一番六号
被相続人 亡 松田 哲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月十四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号

事務所 東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号

相続財産清算人 弁護士 渡邊 迅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区上篠崎三丁目一四〇番地、最後の住所東京都江戸川区北小岩二丁目二二番一二号やすらぎの里北小岩

被相続人 亡 白濱 正男

令和七年八月十三日
横浜市中区太田町四一五五横浜馬車道ビル
八階 M&M横浜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三橋 潔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲斐市宇津谷四四五番地、最後の住所山梨県甲斐市西油川町一七番地一きぼうの家

被相続人 亡 嶋田もと子

相続財産清算人 弁護士 木内 昭二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市宮下町一六番地七、最後の住所東京都目黒区中目黒二丁目一一番三七一三

被相続人 亡 小岩 哲也

相続財産清算人 弁護士 寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市宮下町一六番地七、最後の住所東京都目黒区中目黒二丁目一一番三七一三

被相続人 亡 小岩 哲也

相続財産清算人 弁護士 寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市宮下町一六番地七、最後の住所東京都目黒区中目黒二丁目一一番三七一三

被相続人 亡 小岩 哲也

相続財産清算人 弁護士 寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市宮下町一六番地七、最後の住所東京都目黒区中目黒二丁目一一番三七一三

被相続人 亡 小岩 哲也

相続財産清算人 弁護士 寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市宮下町一六番地七、最後の住所東京都目黒区中目黒二丁目一一番三七一三

被相続人 亡 小岩 哲也

相続財産清算人 弁護士 寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市宮下町一六番地七、最後の住所東京都目黒区中目黒二丁目一一番三七一三

被相続人 亡 小岩 哲也

相続財産清算人 弁護士 寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市宮下町一六番地七、最後の住所東京都目黒区中目黒二丁目一一番三七一三

被相続人 亡 小岩 哲也

相続財産清算人 弁護士 寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市宮下町一六番地七、最後の住所東京都目黒区中目黒二丁目一一番三七一三

被相続人 亡 小岩 哲也

相続財産清算人 弁護士 寿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日
大阪市北区西天満二丁目三番一五号千都ビル
ル二階

相続財産清算人 弁護士 溝上 純子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県三原市八幡町垣内四六七番地
後の住所広島県三原市八幡町垣内四六七番地

相続財産清算人 弁護士 溝上 純子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市港町一丁目六三〇番地、最

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日
山梨県甲府市市丸の内一丁目二一一番二七号鶴田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鶴田 裕樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県丹生郡越前町厨第二二号七二番地、最後の住所名古屋市守山区小六町一八番

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日
名古屋市中区丸の内三丁目一九番五号FL

相続財産清算人 弁護士 中子 祐矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市野村町六五六番地、最

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日
滋賀県彦根市佐和町三一五干祥ビル四階

相続財産清算人 弁護士 佐武 直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県横浜市南区別所二丁目二一一番

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日
滋賀県彦根市佐和町三一五干祥ビル四階

相続財産清算人 弁護士 佐武 直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市佐和町三一五干祥ビル四階

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日
滋賀県彦根市佐和町三一五干祥ビル四階

相続財産清算人 弁護士 佐武 直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市佐和町三一五干祥ビル四階

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日
滋賀県彦根市佐和町三一五干祥ビル四階

相続財産清算人 弁護士 佐武 直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区中崎西二丁目五番二五号
最後の住所大阪府大阪市北区中崎西二丁目五番二五号
被相続人 亡 小村 克枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第46期決算公告

2025年6月26日 東京都中央区京橋二丁目2番1号
株式会社オービックオフィスオートメーション
代表取締役 (単位:百万円)

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	20,840	流動負債	4,502
動態資産	391	貯蓄	200
		固定負債	567
		定員負債	533
		雇用定員負債	16,130
		雇用定員負債	320
		資本	15,810
		資本	80
		資本	15,730
		資本	(1,796)
		資本	32
		資本	32
資産合計	21,232	負債・純資産合計	21,232

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市港町一丁目六三〇番地、最後の住所広島県三原市八幡町垣内四六七番地
一 被相続人 亡 新谷 福子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月十六日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日

広島県三原市城町一―八一 三原駅前ビル四階大名法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大名 浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県玖珂郡和木町和木三丁目一七四番地、最後の住所山口県玖珂郡和木町瀬田四丁目一一番一號 被相続人 亡 藤本 敏彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日

山口県岩国市今津町二丁目七番一―二〇一
一号

相続財産清算人 司法書士 権田 桂子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県吾川郡いの町駅東町四二番地一、最後の住所高知県高知市朝倉已七七番地三三三

被相続人 亡 黒岩 豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日

高知県高知市福井町二一八七番地七

相続財産清算人 司法書士 田中 涼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿内一五番地四三、最後の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿内二三一一番地二

被相続人 亡 梶原 義郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日 佐賀市成章町一番一六号 佐賀県婦人会館 三階

相続財産清算人

弁護士法人朋楠・わかくわ法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県人吉市下原田町字荒毛二一―二〇番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 内村詩珠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日

熊本県八代市鷹辻町四番一七号 高橋法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高橋 知寛

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 上田 光成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十三日

住所 東京都練馬区小竹町一丁目五一一番一號

ケルシア江古田二〇一 生年月日 昭和三十七年十月一日

供託所 東京法務局 供託番号 令和七年度金第一五三六九号

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

裁判所 東京家庭裁判所 事件番号 令和五年(家)第七一〇五六号

令和七年八月十三日

東京都中央区日本橋二丁目二番二号マルビ

日本橋ビル六階 久米法律事務所

NVCC関西2号投資事業組合業務執行組合員日本ベンチャーキャピタル株式会社

東京都港区赤坂七一―一六

[掲載順序]

①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ハウスマ株式会社 ②国土交通大臣(5)6094 ③代表取締役 田村徳 ④東京都港区港南二丁目16番1号 廃止した從たる事務所 福岡県福岡市中央区天神2-3-7 天神Nビル1号室 ⑤500万円 ⑥関東地方整備局長 ⑦東京都墨田区港南二丁目16番1号 ハウスマ株式会社 代表取締役 田村徳

①東武不動産株式会社 ②国土交通大臣(4)7964 ③代表取締役 田中浩 ④東京都墨田区業平三丁目14番4号 廃止した從たる事務所 千葉県柏市柏四丁目2番1号メットライフルビル7階 ⑤500万円 ⑥関東地方整備局長 ⑦東京都墨田区業平三丁目14番4号 東武不動産株式会社 代表取締役 田中浩

①日本オート企画株式会社 ②愛知県知事(0)第13795号 ③代表取締役 杉浦かおる ④愛知県岡崎市大平町字才勝8番地の1 ⑤1500万円 ⑥愛知県知事 ⑦愛知県岡崎市大平町字才勝8番地の1 日本オート企画株式会社 代表取締役 杉浦かおる

①日本オート企画株式会社 ②国土交通大臣(0)29118 ③代表取締役 高瀬英嗣 ④大阪府大阪市中央区瓦屋町1丁目9番20号 廃止した從たる事務所 兵庫県加古川市加古川町篠原町50-7 ウィズマークス加古川駅前103号 ⑤500万円 ⑥近畿地方整備局長 ⑦大阪府大阪市淀川区西中島五丁目14番10号 大阪ハウスマ株式会社 代表取締役 高瀬英嗣

①大阪ハウスマ株式会社 ②国土交通大臣(3)8685 ③代表取締役 山城昌彦 ④大阪府大阪市淀川区西中島五丁目14番10号 廃止した從たる事務所 大阪府茨木市別院町4-20 小島ビル1階 ⑤500万円 ⑥近畿地方整備局長 ⑦大阪府大阪市淀川区西中島五丁目14番10号 大阪ハウスマ株式会社 代表取締役 山城昌彦

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公扱
当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却するに至ったので、これに対し異議のあ
る利害関係人は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十三日 神戸市西区南別府一丁目一四番六号

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所

日本ジッコウ株式会社 代表取締役 佐藤 国良

株式の種類及び数 株券の番号

普通 一〇〇株 不発行

記

第23期決算公告

令和7年8月13日
東京都千代田区神田神保町一丁目11番地
さくら綜合事務所内

エヌアンドエム・

ファンディング・コーポレーション
日本における代表者 杉本 茂

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 32,054,131
合 計	32,054,131
負純 資産 及の び部	流動負債 32,029,632
	株主資本 24,499
	資本剰余金 118
	利益剰余金 24,380
	その他利益剰余金 24,380
	(うち当期純利益) (3,865)
合 計	32,054,131

第8期決算公告 令和7年6月26日

宮城県多賀城市八幡字一本柳3番地の8

日本積層造形株式会社

代表取締役 大竹 卓也

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 450,147
	固定資産 504,263
合 計	954,410
負純 資産 及の び部	流動負債 646,133
	株主資本 492,148
	資本剰余金 △183,870
	資本準備金 99,000
	その他資本剰余金 733,120
	利益剰余金 692,320
	その他利益剰余金 40,800
	利益剰余金 △1,015,990
	その他利益剰余金 △1,015,990
	(うち当期純損失) (169,784)
合 計	954,410

第23期決算公告 令和7年6月19日

札幌市手稲区手稲山口308番地2

PFI 斎場運営株式会社

代表取締役 小林 孝範

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 1,993,088
	固定資産 4,674
合 計	1,997,762
負純 資産 及の び部	流動負債 241,576
	株主資本 1,756,186
	資本剰余金 350,000
	資本準備金 1,406,186
	その他利益剰余金 1,406,186
	(うち当期純利益) (297,599)
合 計	1,997,762

第8期決算公告 令和7年8月13日

東京都中央区銀座一丁目22番11号
銀座大竹ビルディング2階

バイオチューブ株式会社
代表取締役 大社 聰

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 63
	固定資産 28
合 計	92
負純 資産 及の び部	流動負債 128
	株主資本 △36
	資本剰余金 121
	資本準備金 117
	利益剰余金 △275
	その他利益剰余金 △275
	(うち当期純損失) (74)
合 計	92

第1期決算公告 令和7年8月13日

東京都中央区月島2丁目15番13号
Career Bloom株式会社

代表取締役 篠崎 侑美

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 46,116
	固定資産 166
	有形固定資産 126
	投資その他の資産 40
合 計	46,282
負純 資産 及の び部	流動負債 2,206
	株主資本 44,076
	資本剰余金 80,000
	利益剰余金 △35,923
	その他利益剰余金 △35,923
	(うち当期純損失) (35,923)
合 計	46,282

決算公告 令和7年8月13日

東京都渋谷区神宮前二丁目4番11号
Da iwa 神宮前ビル3階

株式会社アーシャルデザイン
代表取締役 小園 翔太

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 321,088
	固定資産 49,802
合 計	370,890
負純 資産 及の び部	流動負債 191,732
	株主資本 118,197
	資本剰余金 60,960
	資本準備金 100,000
	利益剰余金 259,961
	その他利益剰余金 259,961
	(うち当期純損失) △299,000
	その他利益剰余金 △299,000
	(うち当期純損失) (244,774)
合 計	370,890

第47期決算公告

令和7年7月14日
神奈川県厚木市水引二丁目11番2号
ミドリ安全厚木株式会社
代表取締役 二宮 賢治

貸借対照表の要旨

(令和7年4月20日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 92,166
	固定資産 6,450
合 計	98,617
負純 資産 及の び部	流動負債 53,006
	株主資本 —
	資本剰余金 45,610
	資本準備金 10,000
	利益剰余金 35,610
	利益準備金 2,500
	その他利益剰余金 33,110
	(うち当期純利益) (32,508)
合 計	98,617

第42期決算公告 令和7年7月25日

東京都港区芝二丁目28番8号
エフコム株式会社
代表取締役社長 町野 武重

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 785,161
	固定資産 123,347
合 計	908,508
負純 資産 及の び部	流動負債 103,413
	株主資本 210,759
	資本剰余金 594,336
	資本準備金 30,000
	利益準備金 564,336
	その他利益剰余金 7,500
	(うち当期純損失) 556,836
	(8,034)
合 計	908,508

第62期決算公告 令和7年7月24日

東京都新宿区信濃町30番地
株式会社東西哲学書院
代表取締役 和田 吉隆

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,493,927
	固定資産 1,903,014
合 計	3,396,942
負純 資産 及の び部	流動負債 204,005
	株主資本 234,102
	資本剰余金 2,958,833
	資本準備金 50,000
	利益準備金 25,688
	その他利益剰余金 2,883,145
	利益準備金 18,922
	その他利益剰余金 2,864,223
	(125,837)
合 計	3,396,942

第62期決算公告

令和7年8月13日
静岡県沼津市桃里100番地の1
株式会社チモトコーヒー中央工場内

株式会社チモト商店

代表取締役 西原 一将

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 72,881
	固定資産 160
合 計	73,042
負純 資産 及の び部	流動負債 66,721
	株主資本 10,000
	資本剰余金 △3,679
	資本準備金 10,000
	利益剰余金 △13,679
	(うち当期純利益) (1,239)
合 計	73,042

第11期決算公告 令和7年8月13日

新潟県上越市福田町1番地
直江津エネルギーセンター株式会社
代表取締役 長谷川哲也

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 3,102,870
	固定資産 6,397,935
合 計	9,500,805
負純 資産 及の び部	流動負債 1,211,163
	株主資本 6,447,921
	資本剰余金 1,841,719
	資本準備金 50,000
	利益準備金 1,260,000
	(50,000)
	その他利益剰余金 531,719
	利益準備金 531,719
	(12,680)
合 計	9,500,805

第77期決算公告 令和7年6月18日

神奈川県横浜市神奈川区金港町7番地3
株式会社カナセキユニオン
代表取締役 川東 義則

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 2,371,164
	固定資産 448,530
合 計	2,819,694
負純 資産 及の び部	流動負債 1,123,361
	株主資本 17,507
	資本剰余金 1,678,826
	資本準備金 60,000
	利益準備金 1,618,826
	その他利益剰余金 15,000
	利益準備金 1,603,826
	(116,562)
合 計	2,819,694

第75期決算公告 令和7年8月13日	
大阪市中央区伏見町4丁目3番9号	
三栄金属株式会社	
代表取締役社長 富宅 宏幸	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	7,311
固定資産	3,077
合 計	10,388
負純 資産 及の び部	
流動負債	6,132
固定負債	106
株主資本	4,149
資本剰余金	100
資本利益	700
資本剰余金	3,349
利益剰余金	38
利益準備金	3,311
その他利益剰余金	(166)
合 計	10,388

第5期決算公告 令和7年8月13日	
大阪市北区茶屋町1番32号	
わくわくパークリエイト株式会社	
代表取締役社長 神原 清孝	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	277
固定資産	976
合 計	1,254
負純 資産 及の び部	
流動負債	739
(うち賞与引当金)	(7)
固定負債	53
株主資本	461
資本剰余金	90
資本利益	90
資本準備金	90
利益剰余金	281
利益準備金	281
その他利益剰余金	(43)
合 計	1,254

第49期決算公告 令和7年8月13日	
三重県四日市市大治田2丁目16番13号	
ジェイトランス株式会社	
代表取締役 青井 光大	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	950,823
固定資産	816,971
合 計	1,767,794
負純 資産 及の び部	
流動負債	987,021
固定負債	8,855
負債合計	995,876
株主資本	771,917
資本剰余金	170,000
資本利益	601,917
資本準備金	42,500
その他利益剰余金	559,417
(うち当期純利益)	(57,857)
合 計	1,767,794
負債・純資産合計	

第39期決算公告 令和7年7月24日	
福岡市博多区博多駅南1丁目8番31号	
九州REDコードレーション株式会社	
代表取締役社長 得丸 正英	
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	14,543
固定資産	70,598
合 計	85,141
負純 資産 及の び部	
流動負債	2,329
固定負債	1,686
株主資本	81,126
資本剰余金	20,000
資本利益	61,126
資本剰余金	5,000
利益別途積立金	78,482
繰越利益剰余金	△22,356
(うち当期純利益)	(777)
合 計	85,141

第10期決算公告 令和7年8月13日	
愛媛県松山市南吉田町2295-1	
えひめTEC株式会社	
代表取締役 藤田 貴久	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	376,365
固定資産	31,556
合 計	407,921
負純 資産 及の び部	
流動負債	177,050
固定負債	2,430
株主資本	228,441
資本剰余金	10,000
資本利益	10,000
資本準備金	10,000
利益剰余金	208,441
利益準備金	1,500
その他利益剰余金	206,941
(うち当期純利益)	(41,617)
合 計	407,921

第4期決算公告 令和7年8月13日	
大阪市中央区道修町一丁目6番7号	
株式会社ポトス	
代表取締役社長 河合 勇治	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	152,062
固定資産	11,806
合 計	163,869
負純 資産 及の び部	
流動負債	11,732
固定負債	381,318
株主資本	229,181
資本剰余金	5,367
資本利益	21,508
資本準備金	21,508
利益剰余金	256,057
利益準備金	256,057
その他利益剰余金	(92,223)
合 計	163,869
負債・純資産合計	

第14期決算公告	
令和7年8月13日	
東京都港区新橋五丁目35番6号	
一般社団法人シニア・環境技術支援協会	
代表理事 横山 隆	
貸借対照表の要旨	
(令和7年5月31日現在) (単位:千円)	
科 目	金額
資の 産部	
流動資産	37,264
固定資産	751
合 計	38,015
負純 資産 及の び部	
流動負債	3,067
固定負債	3,067
代替基金	1,000
利益剰余金	33,948
その他利益剰余金	33,948
(うち当期純利益)	(192)
純資産合計	34,948
負債・純資産合計	38,015

第38期決算公告 令和7年6月19日	
佐賀県佐賀市諸富町大字諸富津450番地1	
味の素構内サービス株式会社	
代表取締役 小林 修	
貸借対照表の要旨	
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)	
科 目	金額
資の 産部	
流動資産	545,217
固定資産	259,958
合 計	805,175
負純 資産 及の び部	
流動負債	254,410
固定負債	45,380
株主資本	505,385
資本剰余金	30,000
資本利益	475,385
資本準備金	7,500
その他利益剰余金	467,885
(うち当期純利益)	(24,688)
合 計	805,175

第50期決算公告 2025年6月26日	
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬1140番地	
佐賀板紙株式会社	
代表取締役 竹田 昌史	
貸借対照表の要旨	
(2025年3月31日現在) (単位:千円)	
科 目	金額
資の 産部	
流動資産	2,098,920
固定資産	590,886
合 計	2,689,806
負純 資産 及の び部	
流動負債	1,031,575
固定負債	172,713
株主資本	1,485,518
資本剰余金	40,000
資本利益	1,435,518
(うち当期純利益)	(943)
合 計	2,689,806

第8期決算公告	
2025年6月20日	
栃木県小山市城山町1丁目3番26号	
しもつけエコセンター株式会社	
代表取締役 飯島 二郎	
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	204,709
固定資産	9,830
合 計	214,540
負純 資産 及の び部	
流動負債	62,645
固定負債	0
株主資本	151,894
資本剰余金	100,000
資本利益	51,894
資本剰余金	51,894
その他利益剰余金	(9,940)
合 計	214,540

第11期決算公告 令和7年7月29日	
茨城県那珂郡東海村須和間42番地2	
ほしいも株式会社	
代表取締役 橋本 年雄	
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	153,386
固定資産	128,226
合 計	281,893
負純 資産 及の び部	
流動負債	26,602
固定負債	105,413
株主資本	154,282
資本剰余金	3,000
資本利益	151,282
資本剰余金	151,282
その他利益剰余金	(28,505)
評価・換算差額等	△4,404
有価証券評価差額金	△4,404
合 計	281,893

第4期決算公告 令和7年8月13日	
宮城県仙台市青葉区立町27番21号	
株式会社みずむすびサービスみやぎ	
代表取締役 安東 武智	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,251,130
固定資産	632,398
合 計	1,883,529
負純 資産 及の び部	
流動負債	923,078
固定負債	589,569
株主資本	370,881
資本剰余金	45,000
資本利益	45,000
資本準備金	45,000
利益剰余金	280,881
利益準備金	280,881
その他利益剰余金	(29,200)
合 計	1,883,529
負債・純資産合計	

第25期決算公告		
令和7年8月13日		
東京都中央区京橋一丁目19番8号		
株式会社アグリマート		
代表取締役社長 田中 真仁		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	1,549,232
	固定資産	52,380
	合 計	1,601,613
負純 資産 及の び部	流動負債	617,775
	固定負債	51,445
	株主資本	932,392
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	12,500
	利益剰余金	869,892
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	869,892 (187,057)
	合 計	1,601,613

第55期決算公告		
令和7年6月27日		
東京都中央区日本橋浜町二丁目62番6号		
ユニコ インターナショナル株式会社		
代表取締役 及川美和子		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	1,732,973
	固定資産	22,939
	合 計	1,755,912
負純 資産 及の び部	流動負債	984,705
	固定負債	268,315
	株主資本	502,891
	資本剰余金	99,960
	資本準備金	15,288
	利益剰余金	8,756
	利益準備金	387,643
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	16,234 371,409 (92,713)
	合 計	1,755,912

第6期決算公告		
2025年6月20日		
千葉県鴨川市上小原482番地1		
株式会社エコセンター鴨川		
代表取締役 澤井 昭宏		
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	388,744
	固定資産	6,942
	合 計	395,686
負純 資産 及の び部	流動負債	62,641
	固定負債	374,594
	株主資本	△41,548
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	△71,548
	利益剰余金	△71,548
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(1,593)
	合 計	395,686

第1期決算公告 令和7年6月30日		
東京都港区元麻布三丁目1番6号		
Zerphius株式会社		
代表取締役 陳有發		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(円)	
資の 産部	流動資産	4,889,780
	資産合計	4,889,780
負純 資産 及の び部	株主資本	4,889,780
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△110,220
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△110,220 (110,220)
	合 計	4,889,780

第6期決算公告 令和7年6月24日		
東京都千代田区有楽町1-1-2		
エムシードジタル株式会社		
代表取締役 河内 伸学		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(百万円)	
資の 産部	流動資産	576
	固定資産	266
	合 計	842
負純 資産 及の び部	流動負債	526
	(うち賞与引当金)	(64)
	固定負債	181
	株主資本	134
	資本金	50
	資本剰余金	50
	利益剰余金	34
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	34 (33)
	合 計	842

第2期決算公告 令和7年8月13日		
東京都中央区湊2-8-7		
日本光科株式会社		
代表取締役 楊若木		
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)		
(単位:円)		
科 目	金額	
資の 産部	流動資産	2,435,566,427
	固定資産	1,492,947,774
	合 計	3,928,514,201
負純 資産 及の び部	流動負債	2,023,449,500
	株主資本	1,905,064,701
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	1,580,000,000
	利益剰余金	225,064,701
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	225,064,701 (269,994,431)
	合 計	3,928,514,201

決算公告 令和7年8月13日		
東京都港区六本木一丁目9番10号		
Uber Japan株式会社		
代表取締役 ジョージアナ・オサナ・アレクサンドル		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	3,061,293
	固定資産	654,180
	その他の資産	412,096
	合 計	4,127,569
負純 資産 及の び部	流動負債	3,770,938
	株主資本	356,630
	資本金	18,000
	資本剰余金	338,630
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	338,630 (530)
	合 計	4,127,569

第42期決算公告 令和7年6月24日		
東京都千代田区大手町一丁目4番2号		
第一ライフ丸紅リアルエステート株式会社		
代表取締役 金子伸一郎		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	12,997,438
	固定資産	474,133
	合 計	13,471,571
負純 資産 及の び部	流動負債	12,016,501
	賞与引当金	136,386
	固定負債	11,880,115
	株主資本	30,707
	資本金	1,424,362
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	204,000
	利益剰余金	820,362
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(820,362)
	合 計	13,471,571

第1期決算公告 令和7年8月13日		
東京都千代田区大手町一丁目4番2号		
メープルラウンド株式会社		
代表取締役 遠藤智広		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	21,828
	固定資産	3,894,542
	合 計	3,916,370
負純 資産 及の び部	流動負債	2,553
	固定負債	3,920,530
	株主資本	△6,714
	資本金	10,000
	資本剰余金	△6,714
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△6,714 (16,714)
	合 計	3,916,370

第6期決算公告 令和7年8月13日		
東京都港区虎ノ門四丁目1番1号		
QuesTek Japan株式会社		
代表取締役社長 福地 裕之		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	43,693
	固定資産	231
	合 計	43,924
負純 資産 及の び部	流動負債	37,280
	株主資本	6,643
	資本金	22,000
	資本剰余金	22,000
	資本準備金	△37,356
	利益剰余金	△37,356
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	(13,223)
	合 計	43,924

第7期決算公告 令和7年8月13日		
東京都港区赤坂一丁目8番1号		
SRE AI Partners株式会社		
代表取締役 西山 和良		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	1,259,477
	固定資産	651,882
	合 計	1,911,359
負純 資産 及の び部	流動負債	217,844
	賞与引当金	1,476
	固定負債	216,368
	株主資本	1,693,515
	資本金	101,000
	資本剰余金	1,592,515
	資本準備金	25,250
	利益剰余金	1,567,265
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(609,483)
	合 計	1,911,359

第28期決算公告 2025年8月13日		
東京都中央区築地三丁目17番9号		
株式会社マリンテリカ		
代表取締役社長 松本直樹		
貸借対照表の要旨(2025年5月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	2,547,132
	固定資産	12,482
	合 計	2,559,614
負純 資産 及の び部	流動負債	2,663,553
	(うち賞与引当金)	(6,264)
	固定負債	204,419
	株主資本	△308,370
	資本金	40,000
	資本剰余金	△348,370
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(335,444)
	評価・換算差額等	11
	繰延ヘッジ損益	11
	合 計	2,559,614

第35期決算公告		令和7年8月13日
東京都中央区八丁堀4丁目13番5号		
コスモリフォーム株式会社		
代表取締役社長 清水 英幸		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	177,185
	固定資産	15,002
資産合計		192,187
負純 資 産 及 の び部	流動負債	115,811
	固定負債	2,756
資 産 及 の び部	株主資本	73,619
	資本剰余金	30,000
資 産 及 の び部	資本準備金	1,816
	資本準備金	1,816
資 産 及 の び部	利益剰余金	41,802
	その他利益剰余金	41,802
(うち当期純利益)		(26,745)
負債・純資産合計		192,187

第3期決算公告		
令和7年6月20日		
東京都港区赤坂一丁目8番1号		
モーレテクノロジーズ株式会社		
代表取締役 角田 智弘		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	122,424
	資産合計	122,424
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	26,539 112 95,772 30,000 30,000 30,000 35,772 35,772 (22,740)
	負債・純資産合計	122,424

第4期決算公告		令和7年6月17日
東京都港区赤坂一丁目8番1号		S R E アセットマネジメント株式会社
代表取締役 新井 利幸		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 資産合計	999,338 37,772 1,037,110
負純 資 債 産 及 の び部	流動負債 賞与引当金 固定負債 株主資本 資本金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	241,311 16,467 75 795,723 101,000 694,723 10,100 684,623 (436,770)
	負債・純資産合計	1,037,110

第12期決算公告	2025年6月20日												
神奈川県高座郡寒川町田端1591番地													
エコセンター湘南株式会社													
代表取締役 飯島 二郎													
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科</th> <th>目</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資の 産部</td> <td>流動資産 固定資産 合計</td> <td>169,377 3,123 172,500</td> </tr> <tr> <td>負純 資 産 及 の び部</td> <td>流動負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 (うち当期純利益)</td> <td>80,286 0 92,214 50,000 42,214 42,214 (6,304)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>172,500</td> </tr> </tbody> </table>		科	目	金額(千円)	資の 産部	流動資産 固定資産 合計	169,377 3,123 172,500	負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 (うち当期純利益)	80,286 0 92,214 50,000 42,214 42,214 (6,304)		合計	172,500
科	目	金額(千円)											
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	169,377 3,123 172,500											
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 (うち当期純利益)	80,286 0 92,214 50,000 42,214 42,214 (6,304)											
	合計	172,500											

第2期決算公告

令和7年7月29日

東京都渋谷区恵比寿四丁目3番5号704号
室アーカアウトソーシング株式会社内

Optiver Holding Hong Kong Limited

日本における代表者 滝澤 和政

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	97,147
	合計	97,147
負純 資産 及の び部	流動負債	85,643
	本店勘定 (うち当期純利益)	11,504 (5,392)
	合計	97,147

第11期決算公告		2025年8月13日	
東京都港区赤坂八丁目5番32号			
ナインアウト株式会社			
代表取締役 石野 真吾			
貸借対照表の要旨(2025年5月31日現在)			
科	目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	434,328	
	固定資産	2,703	
資産合計		437,031	
負純 資 産 及 の び部	流动負債	498,908	
	株主資本	△61,876	
	資本剰余金	100,000	
	資本準備金	510,000	
	その他資本剰余金	300,000	
	利益剰余金	210,000	
	その他利益剰余金	△671,876	
	(うち当期純損失)	△671,876	
	負債・純資産合計		(97,034)
	負債・純資産合計		437,031

第31期決算公告				2025年6月13日
兵庫県宝塚市新明和町1番1号				新明和ウエスティック株式会社
代表取締役 桑原一郎				
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)				
科 目				金額(千円)
資の 産部	流動資産	資産	資産	505,392
	固定資産	資産	資産	340,624
	合計			846,016
負純 資産 及の び部	流動負債	負債	債権	206,335
	固定負債	負債	債権	27,679
	株主資本	資本	債権	559,268
	資本剰余金	本益	債権	100,000
	資本準備金	本益	債権	459,268
	利益準備金	利益	債権	25,000
	その他利益剰余金	その他利益	債権	434,268
	うち当期純利益	純利益	債権	(34,792)
	評価・換算差額等	評価・換算差額等	債権	52,732
	合計			846,016

第64期決算公告		令和7年8月13日
大阪市淀川区西中島4	丁目6番17号	
エスシーウエル株式会社	代表取締役	竹林 建範
貸借対照表の要旨	(令和7年3月31日現在)	
科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	5,858
	固定資産	297
	合計	6,155
負純 資 債 産 及 の び部	流动負債	5,144
	固定負債	70
	株主資本	941
	資本	44
	資本	24
	資本	24
	利益	873
	利益	5
	その他利益	868
	(うち当期純利益)	(291)
	合計	6,155

第10期決算公告	2025年6月20日												
神奈川県中郡大磯町月京26番24号													
エコセンター大磯株式会社													
代表取締役 飯島 二郎													
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科</th> <th>目</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資の 産部</td> <td>流動資産 固定資産 合計</td> <td>150,097 6,313 156,411</td> </tr> <tr> <td>負純 資産 及の び部</td> <td>流動負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 (うち当期純利益)</td> <td>39,746 0 116,665 85,000 31,665 31,665 (6,581)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>156,411</td> </tr> </tbody> </table>		科	目	金額(千円)	資の 産部	流動資産 固定資産 合計	150,097 6,313 156,411	負純 資産 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 (うち当期純利益)	39,746 0 116,665 85,000 31,665 31,665 (6,581)		合計	156,411
科	目	金額(千円)											
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	150,097 6,313 156,411											
負純 資産 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 (うち当期純利益)	39,746 0 116,665 85,000 31,665 31,665 (6,581)											
	合計	156,411											

第10期決算公告					
令和7年8月13日					
兵庫県神戸市灘区六甲台町1番1号					
一般社団法人神戸大学科学技術					
アントレプレナーシップ基金					
代表理事 河端 俊典					
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)					
科	目	金額(千円)			
資の 産部	流動資産	2,204			
	固定資産	21,000			
	合計	23,204			
負 債 財 及 産 び の 正 部	流動負債	22			
	固定負債	—			
	合計	22			
	基 指 定 一 般	正味財産	25,070		
		正味財産	—		
		合計	△1,887		
		正味財産合計	23,182		
		合計	23,204		

第 12 期 決 算 公 告			
令和 7 年 8 月 13 日			
東京都渋谷区桜丘町 23 番 21 号			
渋谷区文化総合センター大和田 9 階			
一般社団法人渋谷区医師会			
代表理事 内藤 淳			
貸借対照表の要旨			
(令和 7 年 3 月 31 日現在)			(単位:千円)
科 目	金 額		
資の 産部	資 産	724,733	
	流動資産	2,022,818	
	固定資産		
	合 計	2,747,551	
負 債 財 及 産 ひ の 正 部	負 債	336,114	
	流動負債	57,032	
	固定負債		
	合 計	393,146	
	負 債	—	
	指 定		
	正味財産	2,354,405	
	一般正味財産		
	正味財産合計	2,354,405	
	合 計	2,747,551	

第65期決算公告		令和7年7月18日			
香川県高松市香南町横井464-1					
ウインセス株式会社					
代表取締役 橋本 勝之					
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)					
科	目	金額(千円)			
資の 産部	流動資産	980,402			
	固定資産	572,062			
	資産合計	1,552,464			
負純 資 債 産 及 の び部	流动負債	213,103			
	固定負債	21,127			
	株主資本	1,314,643			
	資本剰余金	48,000			
	資本剰余金	3,000			
	利益剰余金	1,354,442			
	(利益準備金)	(7,000)			
	(うち当期純利益)	(42,905)			
自己株式	△90,799				
評議・換算差額等	3,591				
負債・純資産合計	1,552,464				

第53期決算公告 令和7年6月27日
札幌市中央区北4条西4丁目1番地
札幌国際ビル株式会社
取締役社長 伊藤美香子

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	87,474
流動資産	1,408,064
資産合計	1,495,538
負純 債資 産及 の び部	146,831
流動負債	300,793
固定資本	1,047,914
資本金	30,000
利益剰余金	1,017,914
利益準備金	3,950
その他利益剰余金	1,013,964
(うち当期純利益)	(21,191)
負債・純資産合計	1,495,538

令和6年度決算公告 令和7年8月13日
栃木県宇都宮市八千代一丁目5番12号
一般社団法人栃木県トラック協会
代表理事 半田 臣一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	159,843
流動資産	2,039,020
資産合計	2,198,863
負純 債資 産及 の び部	5,946
流動負債	63,532
固定負債	69,478
負債合計	188,330
一般正味財産	1,941,055
指定正味財産	2,129,385
正味財産合計	2,129,385
合計	2,198,863

第85期決算公告 2025年7月17日
福井県福井市日之出五丁目3番30号
京福バス株式会社
代表取締役 長尾 拓昭

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	894,244
流動資産	1,836,873
資産合計	2,731,117
負純 債資 産及 の び部	884,971
流動負債	197,606
固定資本	1,648,539
資本金	100,000
資本剰余金	225,000
(資本準備金)	(225,000)
利益剰余金	1,323,539
(その他利益剰余金)	(1,323,539)
(うち当期純利益)	(83,828)
合計	2,731,117

第29期決算公告

令和7年6月26日 京都府長岡京市神足焼町1番地
ミラクシアエッジテクノロジー株式会社
代表取締役社長 中澤 省吾

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	2,013,623	流動負債	1,099,949
固定資産	883,046	株主資本	1,909,280
有形固定資産	159,555	資本金	200,000
無形固定資産	19,677	利益剰余金	1,709,280
投資その他の資産	703,813	利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	1,659,280
		(うち当期純利益)	(415,414)
		評価・換算差額等	△112,559
		その他有価証券評価差額金	△112,559
資産合計	2,896,669	負債・純資産合計	2,896,669

第56期決算公告

令和7年8月13日 東京都大田区池上四丁目3番17号
株式会社チモトコーヒー
代表取締役 西原 一将

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	491,763	流動負債	224,333
固定資産	465,255	株主資本	536,487
		資本金	196,198
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	22,500
		利益剰余金	27,500
		利益準備金	46,486
		その他利益剰余金	13,020
		(うち当期純利益)	33,466
		自己株式	(11,695)
資産合計	957,018	負債・純資産合計	957,018

第55期決算公告

令和7年6月26日 熊本県山鹿市杉1110番地
オムロンリレーアンドデバイス株式会社
代表取締役社長 大東 博之

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	17,717,418	流動負債	10,706,190
固定資産	10,150,914	固定負債	519,143
		株主資本	16,646,911
		資本金	300,000
		資本剰余金	1,018,072
		資本準備金	248,072
		その他資本剰余金	770,000
		利益剰余金	15,328,839
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	15,253,839
		(うち当期純利益)	(469,606)
		評価・換算差額等	△3,911
		繰延ヘッジ損益	△3,911
資産合計	27,868,333	負債・純資産合計	27,868,333

第63期決算公告

令和7年6月30日 佐賀県神埼市神埼町尾崎778番地
株式会社JAライフサポート佐賀
代表取締役社長 池田 伸哉

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	1,185,107	流動負債	469,693
固定資産	599,540	引当金	25,996
		固定負債	202,704
		社員退職給付引当金	133,259
		役員退職給付引当金	9,422
		修繕引当金	2,470
		株主資本	1,112,250
		資本金	20,000
		資本剰余金	1,092,250
		資本準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,087,250
		(うち当期純利益)	(39,154)
資産合計	1,784,647	負債・純資産合計	1,784,647

第18期決算公告

令和7年8月13日 大分県豊後高田市かなえ台33番地
株式会社住理工九州
代表取締役 牧野 孝司

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	4,641,827	流動負債	3,646,963
固定資産	2,932,407	負債合計	3,646,963
繰延資産	59,294	株主資本	3,986,565
		資本金	100,000
		資本剰余金	3,400,000
		その他資本剰余金	3,400,000
		利益剰余金	486,565
		利益準備金	77,470
		その他利益剰余金	409,095
		(うち当期純利益)	(162,051)
資産合計	7,633,528	純資産合計	3,986,565
		負債・純資産合計	7,633,528

第60期決算公告

令和7年8月13日 熊本市南区御幸笛田三丁目19番1号
株式会社ワコー
代表取締役 浦上 善穂

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	735,732	流動負債	193,703
固定資産	192,136	株主資本	141,332
		資本金	592,833
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	10,000
		利益準備金	563,833
		その他利益剰余金	2,500
		(うち当期純利益)	561,333
		自己株式	(8,454)
資産合計	927,869	負債・純資産合計	927,869

第50期決算公告

令和7年6月25日 東京都千代田区岩本町2丁目4番3号
株式会社コスマティック
代表取締役 古家 哲也

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,395,984	流動負債	2,508,050
固定資産	1,128,992	賞与引当金	529,348
		その他の引当金	1,978,702
		固定負債	44,716
		役員退職慰労引当金	44,716
		負債合計	2,552,766
		株主資本	3,972,209
		資本利益	80,000
		利益剰余金	3,892,209
		利益準備金	18,594
		その他利益剰余金	3,873,615
		(うち当期純利益)	(283,210)
		純資産合計	3,972,209
資産合計	6,524,976	負債・純資産合計	6,524,976

第48期決算公告

令和7年6月20日 福島県いわき市勿来町窪田十条1番地
日本製紙勿来サポート株式会社
代表取締役 森田敬一郎

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	180	流動負債	91
固定資産	4	賞与引当金	37
		その他の引当金	6
		固定負債	48
		退職給付引当金	62
		その他の引当金	56
		株主資本	6
		資本利益	31
		利益剰余金	10
		利益準備金	21
		その他利益剰余金	1
		(うち当期純損失)	20
資産合計	184	負債・純資産合計	184

第18期決算公告

2025年6月26日

宮城県仙台市青葉区上愛子字松原48番4
株式会社アドバンテスト コンボーネント
代表取締役社長 君島 正幸

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	670,693
固定資産	114,361
資産合計	785,054
負純資産及のび部	
流動負債	621,476
役員賞与引当金	920
固定負債	164,108
退職給付引当金	64,108
株主資本	△530
資本利益剰余金	80,000
利益準備金	△80,530
その他利益剰余金	8,000
(うち当期純損失)	△88,530
負債・純資産合計	(277,141)
負債・純資産合計	785,054

第25期決算公告

令和7年8月13日

東京都港区芝公園二丁目6番3号

株式会社エネット

代表取締役社長 谷口 裕昭

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債・純資産の部
流動資産	53,664
固定資産	3,908
有形固定資産	359
無形固定資産	1,758
投資その他の資産	1,790
負債合計	40,942
株主資本	16,630
資本利益剰余金	10,684
資本準備金	4,384
利益準備金	1,561
利益剰余金	1,575
その他利益剰余金	413
純資産合計	16,630
負債・純資産合計	57,572

損益計算書の要旨(令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額
売上高	240,937
営業費用	231,749
営業外費用	9,187
経常利益	22
引当金	9,210
当期純利益	9,210
法人税	1,410
法人税等調整額	△354
当期純利益	8,155

第35期決算公告

2025年6月26日

宮城県仙台市青葉区上愛子字松原48番4
株式会社アドバンテスト研究所
代表取締役社長 君島 正幸

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	307,312
固定資産	32,029
資産合計	339,341
負純資産及のび部	
流動負債	204,123
役員賞与引当金	2,531
固定負債	135,218
株主資本	50,000
資本利益剰余金	85,218
利益準備金	7,600
その他利益剰余金	77,618
(うち当期純利益)	(1,308)
負債・純資産合計	339,341

第73期決算公告

令和7年8月13日

東京都大田区南千束一丁目26番15号

株式会社末広

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	39,569
固定資産	313,038
合計	352,607
負純資産及のび部	
流動負債	58,603
固定負債	34,801
株主資本	259,202
資本利益剰余金	50,000
資本準備金	209,202
利益準備金	9,700
その他利益剰余金	199,502
(うち当期純利益)	(2,839)
合計	352,607

令和7年8月13日 東京都大田区南千束一丁目26番15号 株式会社末広 代表取締役 西澤 光時

令和7年8月13日

東京都大田区南千束一丁目26番15号

株式会社末広

代表取締役 西澤 光時

合計

第70期決算公告 令和7年7月31日 富山県富山市鍋田18番6号

富山ヤクルト販売株式会社 代表取締役社長 渡辺 敏樹

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額
資の産部	
流動資産	927,507
固定資産	1,382,466
合計	2,309,974
負純資産及のび部	
流動負債	410,159
固定負債	21
株主資本	1,898,844
資本利益剰余金	26,400
利益準備金	1,872,444
その他利益剰余金	6,600
(うち当期純損失)	1,865,844
評価・換算差額等	(121,148)
合計	2,309,974

第21期決算公告

令和7年8月13日

横浜市都筑区川向町922番地27

株式会社イシイエンジニアリング

代表取締役 石井 景

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科目	金額
資の産部	
流動資産	66,721
固定資産	152,730
合計	219,452
負純資産及のび部	
流動負債	7,888
固定負債	170,571
株主資本	40,992
資本利益剰余金	3,000
資本準備金	37,992
利益準備金	37,992
その他利益剰余金	(5,512)
合計	219,452

合併公告

合併を承認し、存続して甲は乙の権利義務全部を承継する旨の合併契約が締結された。この合併契約の締結日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。左記のとおりです。

(甲)左記のとおりです。

(乙)左記のとおりです。

合併公告の締結日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)横浜市都筑区川向町922番地27 株式会社イシイエンジニアリング 代表取締役 石井 景

(乙)横浜市都筑区川向町922番地27 株式会社イシイエンジニアリング 代表取締役 石井 景

合併公告の締結日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)横浜市都筑区川向町922番地27 株式会社イシイエンジニアリング 代表取締役 石井 景

(乙)横浜市都筑区川向町922番地27 株式会社イシイエンジニアリング 代表取締役 石井 景

第19期決算公告 令和7年8月13日
福井県鯖江市水落町一丁目10番3号
株式会社SCOPE
代表取締役 福和 保夫

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	541,705
固 定 資 産	194,958
合 計	736,663
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	53,942
株 主 資 本 金	682,721
資 本 剰 余 金	10,200
その他の資本剰余金	44
利 益 剰 余 金	44
利 益 準 備 金	677,376
その他の利益剰余金	2,345
利 益 準 備 金	675,031
その他の利益剰余金	(50,240)
自 己 株 式	△ 4,900
合 計	736,663

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社Groots(住所:福井県鯖江市水落町一丁目10番2号)に対して当社の営む投資事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年8月13日
福井県鯖江市水落町一丁目10番3号
株式会社SCOPE
代表取締役 福和 保夫

第19期決算公告 令和7年8月13日
福井県鯖江市水落町一丁目10番3号
株式会社SCOPE
代表取締役 福和 保夫

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	541,705
固 定 資 産	194,958
合 計	736,663
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	53,942
株 主 資 本 金	682,721
資 本 剰 余 金	10,200
その他の資本剰余金	44
利 益 剰 余 金	44
利 益 準 備 金	677,376
その他の利益剰余金	2,345
利 益 準 備 金	675,031
その他の利益剰余金	(50,240)
自 己 株 式	△ 4,900
合 計	736,663

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社ソニアーツ(住所:福井県鯖江市水落町一丁目10番2号)に対して当社の営む投資事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年8月13日
福井県鯖江市水落町一丁目10番3号
株式会社SCOPE
代表取締役 福和 保夫

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流 動 資 産	2,998,181,475
固 定 資 産	1,576,124,034
資 産 合 計	4,574,305,509
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	1,751,425,198
賞 与 引 当 金	30,830,501
固 定 負 債	1,429,313,000
修 繕 引 当 金	126,000
負 債 合 計	3,180,738,198
株 主 資 本 金	1,393,567,311
利 益 剰 余 金	10,000,000
利 益 準 備 金	1,960,719,011
その他の利益剰余金	2,500,000
(うち当期純利益)	1,958,219,011
自 己 株 式	(142,194,383)
純 資 産 合 計	△ 577,151,700
負債・純資産合計	1,393,567,311

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社ジーライフ(住所:大阪市北区鶴野町三番九一九〇七号)に対して、当社が営む不動産の賃貸及び金融資産の運用等に関する事業にいたしましたので公告します。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年8月13日
大阪府豊中市豊南町南五丁目七番一一号
株式会社アイセイ
代表取締役 五島 良平

第43期決算公告 令和7年8月13日
大阪市住吉区苅田十丁目6番32号
澤田運輸株式会社
代表取締役 澤田 一輝

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	128,888
固 定 資 産	48,953
資 産 合 計	177,841
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	88,747
固 定 負 債	97,599
負 債 合 計	186,346
株 主 資 本 金	△ 8,505
利 益 剰 余 金	13,000
利 益 準 備 金	△ 21,505
その他の利益剰余金	500
(うち当期純損失)	△ 22,005
利 益 準 備 金	(1,751)
純 資 産 合 計	△ 8,505
負債・純資産合計	177,841

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三百万円減少し一千円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年8月13日
大阪市住吉区苅田十丁目六番三三号
澤田運輸株式会社
代表取締役 澤田 一輝

第50期決算公告

令和7年8月13日

東京都港区北青山三丁目11番7号

株式会社紀ノ國屋

代表取締役 富田 勝己

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 额
資の 産部	
流 動 資 産	3,591,020
固 定 資 産	6,646,724
資 产 合 計	10,237,744
負債及び純資産の部	
流 動 負 債	6,988,721
固 定 負 債	39,325
退職給付引当金	2,043,420
負 債 合 計	825,410
負債・純資産合計	9,032,142
株 主 資 本 金	1,205,602
資 本 剰 余 金	50,000
資 本 準 備 金	616,506
利 益 準 備 金	616,506
利 益 剰 余 金	539,096
その他の利益剰余金	2,500
利 益 準 備 金	536,596
(うち当期純利益)	(115,695)
純 資 产 合 計	1,205,602
負債・純資産合計	10,237,744

第21期決算公告

令和7年6月30日

東京都港区西新橋3丁目2番1号

ジェイパワー・エンテック株式会社

代表取締役社長 宮 正浩

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 额
資の 産部	
流 動 資 産	4,224
固 定 資 産	214
資 产 合 計	4,438
負債及び純資産の部	
流 動 負 債	2,934
(うち賞与引当金)	(15)
(うち役員賞与引当)	(3)
(金)	(12)
固 定 負 債	12
負 債 合 計	2,946
株 主 資 本 金	1,492
資 本 剰 余 金	177
資 本 準 備 金	178
利 益 準 備 金	178
利 益 剰 余 金	1,137
その他の利益剰余金	1,137
(うち当期純利益)	(212)
純 資 产 合 計	1,492
負債・純資産合計	4,438

第63期決算公告

令和7年8月13日

東京都新宿区西新宿三丁目7番30号

株式会社DGコミュニケーションズ

代表取締役 烏山 芳樹

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の部	
流動資産	1,492,446
固定資産	213,026
資産合計	1,705,472
負債及び純資産の部	
流動負債	1,261,101
固定負債	375,174
負債合計	1,636,276
株主資本	64,160
資本剰余金	99,999
資本準備金	71,512
利益剰余金	71,512
繰越利益剰余金	△107,351
(当期純利益)	△107,351
評価・換算差額等	(69,820)
その他有価証券差額金	5,036
純資産合計	69,196
負債・純資産合計	1,705,472

第43期決算公告

令和7年8月13日 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号

セコム医療システム株式会社

代表取締役 小松 淳

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,824	流動負債	17,179
固定資産	82,362	貰与引当金	201
		その他の負債	16,978
		退職給付引当金	18,055
		その他の資本	2
		資本金	18,053
		資本剰余金	57,951
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	33,660
		利益剰余金	26,881
		その他利益剰余金	6,779
		利益剰余金	24,190
		その他利益剰余金	24,190
資産合計	93,186	負債・純資産合計	93,186

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	29,060
売上原価	22,869
上総販費及び営業経常特別税引前	6,190
営業外収益	2,686
営業外損益	3,504
営業常別損	453
税引前当期純利益	3,957
法人税、事業税等調整額	△41
税引前当期純利益	3,916
法人税等調整額	987
税引前当期純利益	204
税引前当期純利益	2,724

第107期決算公告

令和7年6月25日 東京都千代田区鍛冶町二丁目2番2号

電機資材株式会社

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	31,761	流動負債	25,363
固定資産	2,045	貰与引当金	140
		その他の負債	571
		退職給付引当金	283
		役員退職慰労引当金	88
		株主資本	7,736
		資本剰余金	310
		資本準備金	7,426
		利益剰余金	78
		利益準備金	7,349
		その他利益剰余金	136
		評価・換算差額等	136
		その他有価証券差額金	136
資産合計	33,806	負債・純資産合計	33,806

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	63,447
売上原価	60,708
上総販費及び営業経常特別税引前	2,739
営業外収益	1,602
営業外損益	1,137
営業常別損	99
税引前当期純利益	1,161
法人税、事業税等調整額	135
税引前当期純利益	1,026
法人税等調整額	346
税引前当期純利益	9
税引前当期純利益	671

官報サービスセンターでは、官報発行サイトで発行された「官報」に掲載された情報をお読みください。官報掲載事項記載書面の交付を行っています。書面の交付をご希望の方は、最寄りの官報サービスセンターにお問合せください。

官報掲載事項記載書面
(官報サービスセンター一覧)



第4期決算公告

令和7年8月13日 東京都港区赤坂一丁目14番14号WAW赤坂第35興和ビル516

株式会社shizai

代表取締役 鈴木暢之

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在) (単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	209,576,613	流動負債	81,197,595
固定資産	807,355	固定負債	5,460,000
繰延資産	420,068	資本	124,146,441
		資本剰余金	100,000,000
		資本準備金	504,227,770
		その他資本剰余金	301,613,882
		利益剰余金	202,613,888
		評価・換算差額等	△480,081,329
		その他利益剰余金	△480,081,329
		(うち当期純損失)	(187,400,084)
資産合計	210,804,036	負債・純資産合計	210,804,036

資本金及び準備金の額の減少公表
当社は、資本金の額を二億九百二十一万四千三百四十二円、資本準備金の額を四億八千五百八十二万八千二百二十四円減少し、それぞれ一億円、二千五百万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月13日
WAW赤坂第35興和ビル516

株式会社shizai
代表取締役 鈴木暢之

第6期決算公告

令和7年8月13日 東京都豊島区巣鴨一丁目20番10号宝生第一ビル6B

株式会社エムボックス

代表取締役 金澤大介

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	51,184,729	流動負債	30,105,190
固定資産	11,120,797	固定負債	35,045,961
繰延資産	86,805	負債合計	65,151,151
		株主資本	△2,758,820
		資本剰余金	64,042,667
		資本準備金	58,542,666
		利益剰余金	58,542,666
		その他利益剰余金	△125,344,153
		(うち当期純損失)	(13,894,997)
資産合計	62,392,331	純資産合計	△2,758,820
		負債・純資産合計	62,392,331

資本金の額の減少公表
当社は、資本金の額を六千三百三万五千五百八十七円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年8月13日
東京都豊島区巣鴨一丁目20番10号
株式会社エムボックス
代表取締役 金澤大介

第47期決算公告 令和7年8月13日
香川県さぬき市鴨庄4374番地44
株式会社香西物産
代表取締役 志村 武美

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,745,835
	固定資産	336,856
	合計	2,082,692
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定資本 資本 資本 資本 利益 利益 利益 の他利益 (うち当期純利益)	1,608,596 5,400 468,695 91,250 18,750 18,750 358,695 5,250 353,445 (78,630)
	合計	2,082,692

第70期決算公告 令和7年8月13日
東京都調布市富士見町二丁目1番地12
株式会社大倉
代表取締役 志村 武美

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	4,200,879
	固定資産	1,692,464
	合計	5,893,343
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定資本 資本 資本 資本 利益 利益 利益 の他利益 (うち当期純利益)	2,876,125 728,826 2,288,391 98,000 928,110 568,310 359,800 1,262,281 1,262,281 (285,099)
	合計	5,893,343

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第20期決算公告 令和7年8月13日
東京都新宿区四谷坂町4番8号
株式会社ジェイ・シー・エス
代表取締役 渥美 義之

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	3,683,614
	固定資産	740,927
	合計	4,424,541
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定資本 資本 資本 資本 利益 利益 利益 の他利益 (うち当期純損失)	70,000 4,216,843 137,698 5,000,000 △4,862,302 △4,862,302 (8,192,620)
	合計	4,424,541

第60期決算公告 令和7年8月13日
京都市下京区間之町通六条上ル塗師屋町120番地

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	16,275,094
	固定資産	868,347,300
	合計	884,622,394
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定資本 資本 資本 資本 利益 利益 利益 の他利益 (うち当期純利益)	8,931,995 816,700,236 58,990,163 10,000,000 48,990,163 132,000 48,858,163 (4,687,328)
	合計	884,622,394

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第2期決算公告 令和7年8月13日
大阪市中央区博労町一丁目9番8号
株式会社Grant Business Associates
代表取締役 間 正志

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	46,518
	固定資産	4,108
	資産合計	50,627
負純 資 産 及 の び部	流動負債 負債合計	17,976 17,976
	株主資本 資本 資本 資本 利益 利益 利益 の他利益 (うち当期純利益)	32,650 9,000 23,650 23,650 (10,072)
	純資産合計	32,650
	負債・純資産合計	50,627

第5期決算公告 令和7年8月13日
大阪市中央区博労町一丁目9-8
堺筋M Sビル8F

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	795,619
	固定資産	111,974
	資産合計	907,593
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 合資本 資本 資本 利益 利益 利益 の他利益 (うち当期純利益)	229,865 266,822 496,687 410,905 10,000 400,905 400,905 (214,865)
	純資産合計	410,905
	負債・純資産合計	907,593

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

乙の貸借対照表の要旨

科	目	金額
資の 産部	流動資産	781,817
	固定資産	515,239
	資産合計	1,297,057
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 合資本 資本 資本 利益 利益 利益 の他利益 (うち当期純利益)	398,897 37,505 860,654 50,000 10,000 800,654 225 800,429 (82,168)
	負債・純資産合計	1,297,057

甲の貸借対照表の要旨

(令和6年9月20日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	92,450
	固定資産	149,837
	資産合計	242,287
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 合資本 資本 資本 利益 利益 利益 の他利益 (うち当期純利益)	28,227 76,475 137,584 40,000 97,584 97,584 (14,584)
	負債・純資産合計	242,287

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の資産の管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月13日

大阪府堺市西区浜寺石津町西四丁三番三号

(甲) 南街建設株式会社

代表取締役 郁野 郁野

三番三号

(乙) 日野建設工業株式会社

代表取締役 日野 雅生

三号

(甲) 南街建設株式会社

代表取締役 郁野 郁野

三番三号

(乙) 日野建設工業株式会社

代表取締役 日野 雅生

三号

第11期決算公告

令和7年8月13日
山口県宇部市大字船木667番地10
株式会社アローズ
代表取締役 星木 武三

貸借対照表の要旨

(令和6年11月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	31,429
固定資産	36,841
合 計	68,270
負純資産及のび部	
流動負債	2,502
固定負債	67,191
株主資本	△1,423
利益	1,000
剩余金	△2,423
その他利益	△2,423
△(5,164)	
合 計	68,270

第9期決算公告

令和7年8月13日
山口県宇部市西宇部南四丁目8番9号
株式会社ステージ
代表取締役 星木 武三

貸借対照表の要旨

(令和6年7月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	25,687
固定資産	32,932
合 計	59,719
負純資産及のび部	
流動負債	8,193
固定負債	64,761
株主資本	△13,236
利益	1,000
剩余金	△14,236
その他利益	△14,236
△(570)	
合 計	59,719

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第13期決算公告

令和7年8月13日
埼玉県川口市芝高木一丁目6番24号
株式会社近衛町メディカル

代表取締役 益子 泰雅

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	2,230
固定資産	20
合 計	4,330
負純資産及のび部	
流動負債	70
固定負債	33,900
株主資本	△27,389
利益	3,000
剩余金	△30,389
繰越利益	△30,389
△(19,433)	
合 計	6,580

第9期決算公告

令和7年8月13日
埼玉県川口市芝高木一丁目6番24号
株式会社近衛町メディカルフィットネス

代表取締役 益子 泰雅

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	11,265
固定資産	399,569
合 計	410,835
負純資産及のび部	
流動負債	14,891
固定負債	384,316
株主資本	11,628
利益	3,000
剩余金	8,628
繰越利益	8,628
△(6,445)	
合 計	410,835

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第18期決算公告 令和7年8月13日
兵庫県神戸市中央区港島中町2-2-1、7-2-203号

株式会社ダックツアー・タイコ

代表取締役 大西 淳也

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	238,659
固定資産	6,541,432
合 計	2,598,023
負純資産及のび部	
流動負債	110,421,280
株主資本	△101,043,166
利益	20,000,000
剩余金	△121,043,166
繰越利益	△121,043,166
△(359,054)	
負債・純資産合計	9,378,114

第51期決算公告 令和7年8月13日
東京都港区芝浦二丁目4番1号3階
株式会社太幸

代表取締役 小田切晃人

貸借対照表の要旨(令和6年9月20日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	2,565,747,090
固定資産	1,335,244,074
合 計	3,900,991,164
負純資産及のび部	
流動負債	930,999,385
固定負債	6,170,148
株主資本	2,963,821,631
利益	23,000,000
剩余金	3,000,000
資本準備金	3,000,000
利益準備金	2,937,821,631
利潤準備金	7,500,000
その他利益剩余金	2,930,321,631
△(71,817,869)	
負債・純資産合計	3,900,991,164

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第2期決算公告 令和7年8月13日
東京都江戸川区船堀四丁目8番1号
株式会社WIN MANAGEMENT

代表取締役 渡邊 嘉典

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	3,151
固定資産	204,164
合 計	207,315
負純資産及のび部	
流動負債	5,464
固定負債	194,170
株主資本	7,681
利益	90
剩余金	7,591
その他利益剩余金	7,591
△(7,077)	
合 計	207,315

第12期決算公告 令和7年8月13日
東京都江戸川区船堀四丁目8番1号
株式会社WIN MANAGEMENT

代表取締役 渡邊 順子

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	3,779
固定資産	253,776
合 計	257,555
負純資産及のび部	
流動負債	23,240
固定負債	122,716
株主資本	111,599
利益	100
剩余金	111,499
その他利益剩余金	111,499
△(9,137)	
合 計	257,555

合併公告
左記会社は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第27期決算公告

令和7年8月13日 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
ウイブロ・ジャパン株式会社
代表取締役 デュラブ・アナンド

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,335,103	流動負債	551,559
固定資産	392,748	有給休暇引当金	1,917
		その他引当金	70,652
		その他の	478,989
		株主資本	1,176,292
		資本金	431,652
		資本剰余金	373,119
		資本準備金	60,000
		その他資本剰余金	313,119
		利益剰余金	371,520
		利益準備金	47,913
		その他利益剰余金	323,607
		(うち当期純利益)	(157,090)
資産合計	1,727,852	負債・純資産合計	1,727,852

第36期決算公告

2025年8月13日 東京都江東区門前仲町一丁目6番12号
アルファミック株式会社
代表取締役 中本 和孝

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,918,564	流動負債	965,869
固定資産	258,409	(賞与引当金)	(16,550)
		固定負債	67,669
		(退職給付引当金)	(39,900)
		株主資本	2,148,426
		資本金	53,000
		利益剰余金	2,095,426
		利益準備金	14,874
		その他利益剰余金	2,080,551
		(うち当期純利益)	(319,979)
		評価・換算差額等	△4,992
資産合計	3,176,973	負債・純資産合計	3,176,973

第46期決算公告

令和7年6月30日 佐賀県佐賀市大財北町3番35号
佐銀信用保証株式会社
代表取締役 鶴田 賢二

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,945,564	流動負債	2,756,379
固定資産	23,854	固定負債	1,159,349
有形固定資産	391	(引当金)	(1,126,457)
無形固定資産	12,789	負債合計	3,915,728
投資その他の資産	10,674	株主資本	2,054,423
繰延資産	733	資本金	50,000
		利益剰余金	2,004,423
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,991,923
		(うち当期純利益)	(289,860)
		純資産合計	2,054,423
資産合計	5,970,151	負債・純資産合計	5,970,151

第81期決算公告

令和7年8月13日 石川県金沢市鞍月二丁目2番地
株式会社白山
代表取締役 米川 達也

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部		
流動資産	5,257	流動負債	1,787
固定資産	1,237	(賞与引当金)	223
		固定負債	936
		(退職給付引当金)	169
		株主資本	3,771
		資本金	100
		資本剰余金	628
		その他資本剰余金	628
		利益剰余金	3,355
		その他利益剰余金	3,355
		(うち当期純利益)	(1,233)
		自己株式	△312
合計	6,495	合計	6,495

第77期決算公告

令和7年7月29日 神戸市中央区楠町五丁目4番8号
宮野医療器株式会社
代表取締役 宮野 哲

貸借対照表の要旨 (令和7年4月30日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部		
科目	金額	科目	金額
流動資産	47,787	流動負債	37,370
固定資産	14,668	(賞与引当金)	495
有形固定資産	6,190	その他の	36,875
無形固定資産	318	固定負債	4,671
投資その他の資産	8,158	退職給付引当金	1,219
		役員退職慰労引当金	155
		その他の	3,296
		負債合計	42,041
		株主資本	17,347
		資本金	96
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	17,250
		利益準備金	24
		その他利益剰余金	17,226
		評価・換算差額等	3,067
		その他有価証券評価差額金	3,067
		純資産合計	20,414
資産合計	62,455	負債・純資産合計	62,455

損益計算書の要旨

(自令和6年5月1日) (至令和7年4月30日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	134,766	経常利益	1,249
売上原価	122,918	特別利益	0
売上総利益	11,848	特別損失	50
販売費及び一般管理費	11,237	税引前当期純利益	1,199
営業利益	610	法人税、住民税及び事業税	423
営業外収益	705	法人税等調整額	△87
営業外費用	66	当期純利益	862

第19期決算公告

令和7年8月13日 東京都港区六本木一丁目6番1号
新生インベストメント&ファイナンス株式会社
代表取締役 山田 茂

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部		
流動資産	123,132	流動負債	108,389
固定資産	890	(賞与引当金)	(186)
		(役員賞与引当金)	(16)
		(債務保証損失引当金)	(27)
		固定負債	722
		(退職給付引当金)	(541)
		負債合計	109,111
		株主資本	14,911
		資本金	100
		資本剰余金	6,880
		資本準備金	850
		その他資本剰余金	6,030
		利益剰余金	7,930
		その他利益剰余金	7,930
		純資産合計	14,911
資産合計	124,023	負債・純資産合計	124,023

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	5,330	匿名組合分配金控除前当期純利益	2,331
売上原価	1,232		4
売上総利益	4,098	匿名組合分配金	2,327
販売費及び一般管理費	1,770	税引前当期純利益	747
営業利益	2,328	法人税、住民税及び事業税	△21
営業外損益	8	法人税等調整額	1,600
経常利益	2,336	当期純利益	△
特別損益	4		